

規範カスケードにおける評判政治（上）

西 谷 真規子*

はじめに

1980年代後半以降、コンストラクティヴィズム隆盛の影響もあり、国際規範の政治的機能を対象とした研究は国際関係論の中であつます重要な一分野をなすに至つてゐる。しかしそのなかで、国際規範形成過程の政治学的解明については、個別ケースの記述的研究がほとんどで、規範の発展過程を一つの政治過程として体系的に理論付けた研究はいまだ手薄の観を否めない。ただし、人権分野の研究においては、国際規範の形成過程をトランスナショナル主体の政治的行動と結びつけてモデル化しようとする努力が旺盛になされてきた。なかでもキャサリン・シキンクとマーサ・フィンモアは国際規範の発生、発展、確立段階を区別した上で、発展段階に「規範カスケード」という概念を導入して、特有のメカニズムがあることを主張した。

本論文ではこの規範カスケードという概念を手がかりに、新規に発生した規範が多数の支持者を得て、安定した地位獲得に向けて急速に展開する政治過程とその政治的条件とを検討する。理論的整備を目的とする本稿（上）第一節では、規範カスケードという概念の紹介を行った上で、異なるレベルのカスケードについて考察し、さらに慣習法概念の援用とバンドワゴン概念との類比を通じて、カスケード概念の拡張・発展による再定義をはかる。第二節では、カスケードの主軸を担うバンドワゴンが生じる政治的条件として評判政治のメカニズムについて検討する。一節と二節での考察を踏まえ、第三節ではカスケード

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授
本稿の研究については、日本証券奨学財団より助成をいただいた。

の政治構造モデルを提示する。

I. 規範の発展段階における規範カスケード

(1) 規範カスケードの社会過程

最初は少数者によってのみ奉じられていた規範的観念が、多数によって支持、受容され、社会全体の規範として大多数の構成員に認められるようになるまでにはどのような段階があるのだろうか。マーサ・フィンモアとキャスリン・シキンクはこの過程を分類し、それぞれの段階を「規範発生」、「規範カスケード」、「内面化」と名づけた¹⁾。規範受容が社会全体に拡大する局面、すなわち規範が多数者に受け入れられていくのは、二番目のカスケードの過程においてである。

「発生」の段階とは、「規範企業家」と呼ばれる個人によって、新しい規範が社会に提示される過程をさす。彼らはあるイシューに特定の解釈や名称を与えることで社会の注目を集め、それを受容するよう人々を説得する。その際しばしば有効活用されるのが、既存の国際機構やNGOであり、規範企業家はこれらの組織をよりどころとしていわば規範の伝導師として機能するのである。規範企業家の努力が実って規範が広範に受け入れられるようになると、規範のなかには国際ルールや国際組織のかたちで制度化されるものがあり、制度化された規範は通常後述の転換点を迎えるための前提条件となる。「内面化」の段階になると、ある規範は当該社会の中で「当然のもの」として普く受容され、浸透する。この段階になると、もはや当該規範が適切であ

るかどうか、当該規範に拘束されるべきであるかどうかといった議論は意味をなさなくなり、規範の遵守が各人のアイデンティティのなかに定着することになる。

規範が発生してから内面化されるまでの間に起こるのが、規範カスケードである。規範企業家の努力により賛同者が漸増し、十分な数の賛同者が得られ、規範が制度化されると、転換点 (tipping point) を迎える。それまではなだらかに増えていた規範受容者が、転換点を超えると、緩やかに流れる川が滝となって勢いよく落水するように、加速度的に増加して社会の大半を覆うまでに至る。転換点までは、政府が国際規範を受け入れるかどうかは国内に圧力集団がいるかどうかにかかっているが、この段階になると、国家は国内政治上の必要性が無かったとしても国際規範を受け入れようとするようになるため、国内政治要因よりも国際的・脱国家的要因のほうが国際規範の変容過程において重要な変数になるのである。これは、例えば発展途上国が自由主義的政策を受け入れる過程を説明する際に、国内中産階級の成長と国家の自由化とを結びつける近代化論の想定と好対照をなす議論である。このカスケードという概念は、サミュエル・ハンティントンが民主化の第三の波を表して用いた「雪玉現象 (snowballing)」という概念によく似ているが、それまでの流れとは質的に異なる変化を起こす転換点の存在を明確に意識しているところに違いがある²⁾。

多くの主体が急速に規範を支持するように

なるカスケード過程においては、制度化の進展および規範企業家による説得と同時に、規範違反者に対する有形無形の制裁も用いての積極的な「社会化」が行われる。社会化とは、新規参入者の行動を当該社会で好まれるようなものに変えさせることを意味する³。社会化される過程では、当該規範の受け入れが社会の一員としてのアイデンティティに組み込まれてゆくため、社会化の度合いが深まれば深まるほどピア・プレッシャー（仲間からの監視による圧力）がより効果的に機能するようになる。ピア・プレッシャーが機能するのは、「集団準拠 conformity」、「尊敬 esteem」、「正統化 legitimation」の三つの社会化メカニズムによる。「集団準拠」とは自国が共同体に帰属しているということを他のメンバーに証明したいとの動機に基づき主流に従うことであり、「尊敬」は「集団準拠」に似ているが、単に社会に適応していることを承認されるだけでなく社会からよく思われたいとのより積極的な動機、「正統化」とは、国際的信頼を保持・獲得すると同時に、政権の国内基盤を補強・強化したいとの動機に基づくものである⁴。

一定数の賛同者が得られればそこを臨界点としてカスケード現象が起こるという考え方は、社会心理のメカニズムに立脚して構築された集合行動の閾値モデル（threshold model）と同様の発想である。詳細には立ち入らないが、閾値モデルは、何らかの社会的行為に参加する人数が一定数を満たすと、人間はそれに参加するべきであるとの心理的プ

レッシャーを受けるようになるので、ある時点を境に加速度的に参加者が増えるというロジックで構築されており、たとえばある候補者に投票する意思を何人が表明すればバンドワゴン行動が起こるかといった事例に応用可能なモデルである⁵。閾値を超えると、社会メンバーが「他者の行為に範を得た集合行為」である「模倣」行為をとるようになり、これによって規範の採用が社会全体に拡大していくことになる⁶。

規範カスケードは、歴史の漸進的進展を否定して、規範の発展過程における質的転換点を想定している点において、革新的な概念であるといえる。しかし、ハンス・ピーター・シュミットとシキンクが指摘するように、以上のカスケード過程が実際にどのようにして生じるのか、また、転換点をもたらず決定的事象とはどのようなものなのかについての具体的な研究成果は報告されていない⁷。フィンモアとシキンクによれば、実証研究から得られる知見として、国際システムを構成する全国家の三分の一が規範を受容した場合を臨界点とするのが妥当だという。さらに、条約が存在する場合には、条約の発効をもって臨界点に近似するとみなすのが適当かもしれないと、暫定的な回答を与えてはいる⁸。

しかし、一定数の国家が集まって、条約が存在すると、なぜ賛同者が加速度的に増えるといえるのだろうか。新規規範が一般国際法の地位を得るためには長期間にわたる漸進的発達が必要であるとの伝統的見解に反して、加速度的な発展がみられるというのはどうし

てなのだろうか。また、規範発生段階での主なメカニズムである規範企業家による説得が、なぜカスケード段階では、正統化や尊敬といったメカニズムに変ずるのだろうか。これらの疑問を解くためには、転換点をひとつの点として切り離して記述するのではなく、歴史の連続性のなかにおいて把握する必要があるだろう。転換点は歴史の加速化をもたらすだけで、歴史を切断するわけではないのである。このことは転換点とされる条約の発効についてみれば容易に想定できる。条約の発効に必要な数の締約国に批准を迫る過程に、すでに社会化過程が始まってピア・プレッシャーが機能しているのではないと思われるのである。

したがって解明されるべきは、どのような政治的条件が揃うと正統化・評価のメカニズムが主流になるのかという点である。転換点前後の政治過程および転換点をもたらす政治的インパクトについて明らかにされない限り、なぜ漸進的進化過程に質的転換点が生じ、転換点後になぜ加速化現象が起こるのかは理解できない。そこで本稿では、正統化・評価のメカニズムが働く評判政治が行われる条件と、カスケード過程の政治構造を抽出することで、以上の疑問に光を投げかけてみたい。

(2) 規範カスケードの法的側面：慣習国際法の成立過程

先に触れたように、内面化の段階とは規範の拘束性について根本的合意が形成されている状態である。これを法的側面からみれば、

一般国際法としての慣習国際法の成立とみることができる。よって、規範カスケードの過程は、慣習国際法（以下、慣習法と表記する）成立過程として理解することができよう。とりわけ転換点については、新しい規範がどのようにどの時点で慣習法になるのかという問題として把握することができ、条約は一般的に慣習法形成のファーストステップとされている⁹。慣習法とは、国家が実際にある行為を繰り返し実践している（一般慣行）だけでなく、さらに、「法の命令・禁止という意識の下に当該行為を反復・継続して」いること（法的確信*opinio juris*）によって法たる資格をもつものである¹⁰。一般慣行だけ、もしくは法的確信だけでも慣習法は成立し得るという考えもあるが、両者を一体として慣習法成立の要件とする考え方が現在では主流である。国家実行には、行政行為、国際交渉、国際司法裁判での申し立てなどの現実の行為だけでなく、外交声明、外交書簡、政府見解、国内法制、国際機関での投票などの意思表明も含まれるとの見解が有力である¹¹。また、法的確信は、従う義務があるという認識のもとに実行されるか、もしくは義務ではないが国際法上許容されているという認識のもとに実行されることを示し、国際礼譲や儀礼と区別する際の重要なメルクマールである¹²。法的確信の判断は、したがって、国家実行および国際機関による実行に表された意思を個別に検証することによってなされることになる。このように、多数の国家および国際機関による実行の反復（一般慣行）と法的確信が

揃って初めて慣習法は成立するのである。

以上の要件を満たせば慣習法は成立したと認められるが、成立までの過程には大きく分けて三つの種類がある。一つは、不文法のまま法的確信を伴った国家実行が反復されることで長い時間をかけて普遍化していく漸進的過程であり、いわゆる伝統的な慣習法形成過程である。二つには、成文法（立法）化を重ねていく方法がある。次項で述べるように、条約は宣言の効果、結晶的效果、新規規範生成効果によって、慣習法の成立を促進したり、新たな慣習法成立の契機となったりする。追加議定書の形でジュネーブ条約やハーグ規則の規範を具体的規定にすることで発展してきた人道法は、このような法典化と漸進的発達の見組み合わせによる慣習法化の過程と捉えることができる¹³。三つめは、形式的には法的拘束力をもたない国連総会決議（国際社会全体を対象とした一般的規範を成文化したものは「宣言」と呼ばれる）に基づいて、その規範を具体化した条約を作成・採択する方法である。世界人権宣言に基づいて採択された国際人権規約、宇宙の法的地位に関する宣言に基づいて採択された宇宙条約、深海底原則宣言に基づいた海洋法条約が、その代表である。また、友好関係原則宣言のように、国連憲章の内容を明確化したような総会決議は、それだけで高い権威をもつ¹⁴。

上で触れたように、伝統的観点では慣習法の形成は基本的に漸進的であり、したがって成立には長い時間がかかるとされているものの、上記第二、第三の方法すなわち総会決議

や条約を介した場合にはそれほど長い時間を必要としないと見なされることも少なくない。慣習法形成にかかる時間はそれ自体では慣習法が成立しているかどうかの判断の決め手となるものではなく、条約参加国および実行国の質（イシューに対する利害や影響力の大きい国であるか）と数（どれだけ広範な支持が得られているか）、条約批准国数といった他の要素とあわせて考慮されることになるのである¹⁵。また、規範創造的な多数国間合意に基づいて法的確信を伴った国家実行が広範になされている場合には、慣習法が成立していると認められる¹⁶。参加国の質についてはフィンモアとシキンクも指摘しており、彼らによれば、転換点をもたらすための「決定的国家」にあたるのは、各イシューにおいて問題の実質的解決に欠かせない能力をもった国家や、倫理的に高い信望を集めている国家である¹⁷。

以上のように、短期達成のためには、実質的利害関係を有する国家の多くが条約に参加しかつ批准することで条約自体の権威を高めると同時に、その後の広範な国家実行を速やかかつ確実に実現する必要がある。条約がいかにスムーズに国家実行をもたらすかは、条約にまとめられた規範の内容がどの程度慣習化しているかにかかっているため、条約交渉過程そのものの検証を経て初めて判断し得ることである。

(3) カスケードの入れ子構造と条約形成におけるカスケード

階段状滝を意味するカスケードという言葉は、もともと、人権侵害行為を日常的に行ってきたラテンアメリカ諸国に、拷問禁止規範や民主的統治規範を受け入れさせる大きな要因となった1970年代後半から1990年代の半ばにかけての国際規範のドラスティックで急激な変容現象を指して、シカゴ大学の法学者たちが名づけたものである¹⁸。規範受容国が加速度的に増大するという、国際規範の長期的動向における特殊な時流を捉える概念であるといえる。

しかし、人権という争点領域には、児童の人権、女性の人権、囚人の人権など多数の下位争点領域が含まれ、それぞれがさらに下位争点領域および争点を擁している。たとえば、エレン・ラッツとキャスリン・シキンクが論じた正義カスケードは、より大きな人権規範カスケードの一部として捉えられている¹⁹。このことから、規範と一口に言っても、争点領域の重層性に対応して規範も重層構造をなしているため、規範の形成過程におけるカスケードのなかにも多数の小カスケードが入れ子のように含まれると考えることができる。多様な争点領域において個別の場所とタイミングで生じた支流が集まって、全体として大きな規範の流れを成しているからこそ、規範受容国の世界的趨勢は階段状の滝＝カスケードのような歴史的展開として描かれるのである。

この議論をさらに発展させると、各争点お

よび争点領域における規範を明示的国際合意としてまとめた各条約形成過程にも、カスケードの存在を類推できよう。というのも、ある種の条約は規範の慣習化過程に重要な影響を及ぼすからである。

規範の慣習化および慣習法の堅牢化に影響を及ぼす条約は三種類に分けられ、それぞれが慣習法に対して異なる効果をもつ。第一は、慣習法として既に認められていた規範を成文化したもので、非当事国をも拘束する「宣言的效果」を持つ。第二は、少数の国家のみによって実践されていた規範を、実定法化しつつあるものとして規範設定的条文によって取り込んだもので、このような条約は当該規範を慣習法へと「結晶化」することがある。第三は、国際会議での提案などの、法とは認められない政策的規定でしかないにもかかわらず、将来に多数国が同調することが期待されるものであり、このような規定は、将来の国家実行に対する権威あるガイドラインとなるという意味で、新規規範を生成する「創設的效果」をもつ²⁰。

第二と第三は、新たな慣習法成立への門戸を開く一方で、既存の発展途上の慣習法を不安定化する可能性をもつといえ、その場合は新旧規範の間に正統性をめぐる対抗関係および角逐が生じることになろう。これらの条約においては、条約形成過程それ自体がある争点における規範形成過程なので、形成過程のある時点においてカスケードが発生し、締約国や批准国が加速度的に増えることによって条約が成立および発効する場合があると考え

られる。確かに条約は新しく生じた規範が慣習法に転化するための重要な一里塚であるが、条約の発効自体は転換点のひとつではない。その条約を形成するための政治過程に、すでに当該規範を支持する旨の言明が多数看取されるからこそ条約が成立したわけであり、その意味では、条約形成以前にも転換点を探す必要があると考えられるのである。

条約形成の政治過程のあり方は、条約の締約国数、批准国数、批准までの期間、締約国および批准国の質など、慣習法の成立を決定づける諸要素に構造的な影響を及ぼし、規範の堅牢さを規定する。規範の堅牢さとは、規範の平易さと明快さ、影響力の持続期間、同意の高さ（正統的規範として受容されている程度）を指すが²¹、規範が堅牢であればあるほどその規範はより遵守され、内面化の定着がより容易になる。したがって、条約形成までの政治過程はそのまま条約成立以降のカスケード過程に構造的な影響を及ぼすのである。

以下では、このような条約におけるカスケードに照準を絞ってカスケード現象を追及する。しかし、条約におけるカスケード過程を(1)で紹介したようなオリジナルの規範カスケード概念で捉えるのには無理があると。というのも、もともと規範カスケードは歴史的変容の全体像を大局的に捉える概念であるため、カスケードの政治過程の特定は論点になりにくく、むしろ国際合意（条約など）の分布状況やタイミングに着目することによって影響力圏拡大の様子を記述することが主要な

用途になるといえるからである。だからこそ、この文脈における転換点は、一定数のアクターの集結現象として記述されるに留まり、転換が引き起こされる政治過程や、転換点がその後の政治過程に及ぼす構造的な影響、カスケード現象を起こす個々のアクターの政治行動についてはそもそも考察の対象外なのである。

先にも述べたように、転換点は歴史を切断する点ではなく、歴史の水流を増幅させるアンプリファイアーとして歴史的連続の中に位置付けられることで、はじめてその政治的意味を知ることができる。したがって、個別の条約形成過程におけるカスケード現象を把握するためには、転換点に達するまでの政治過程と、転換点を超えてから何がどのように生起してカスケード現象を構成するのかという点を明らかにしなければならない。そこで、次節ではカスケードの政治構造モデルを提示するが、その前に、規範カスケードに似た概念として知られている「規範バンドワゴン」について検討しておきたい。

(4) カスケードとバンドワゴン

先に言及したように、カスケードにおいて各アクターは模倣という行為様式をとるが、模倣は集合行為が社会に拡大する局面で各アクターが社会化される際にとる行為様式を意味するに留まり、それ自体ではアクターの動機や各アクターが模倣し始める条件については語っていない。このため、社会化過程が社会全体に拡大するメカニズムを特定するには

一般的すぎる概念であるといえる。

これに対してバンドワゴンという概念は、機会主義的に勝ち馬にのる行為様式を示し、より特定のである。フィンモアとシキンクは規範のカスケード過程と規範のバンドワゴンとを同義として扱っている。確かに両者とも、支持者の質および量が臨界量を超えた場合、その規範に従わないことによるコスト（評判の悪化）が非常に高くなる現象である²²。しかし、カスケード現象は客観的に観察される主体の行動を対象とし、個々の行動を相互に関連性を持つ集合行動として総体的に捉えた記述的概念であるのに対し、バンドワゴンという概念は、単に加速度的に賛同者が集結する現象そのものを表しているというよりも、各主体の機会主義的な意図を問題にしているといえる。バンドワゴンとは、国際社会の中で有利な地位を保つための機会主義的行動戦略と定義することができるのである²³。

フィンモアとシキンクは、カスケード段階では規範支持とアイデンティティとが密接に結びつくと論じているが、バンドワゴンは機会的な行動を指すので、バンドワゴンする主体は必ずしも規範を支持することが自国のアイデンティティと結びついていると考えている必要はない。したがって、カスケード現象に参加する主体の動機を考えたとき、評判コストを第一に考えて機会主義的に行動する主体と、必要な知識の習得と政治的立場の確定に時間がかかったために臨界点以降の参加になった主体（真性の支持者）とは区別すべきであろう。というのも、動機の違いによって

政治行動パターンと周囲からの評価が異なるからである。よって、カスケードは真性の支持者の結集行為と機会主義者のバンドワゴン行為の混在によって記述される現象であると位置づけることができよう。

以上のように、機会主義者は帰属する社会内での評判を考慮するがゆえに規範（正確には、規範を唱導・支持する政治勢力）にバンドワゴンする。この文脈における評判とは、規範が主体を服従させるメカニズムということができる。主体が自己イメージを投影するかたちで他者からの評価を解釈し、その解釈に基づいて自己イメージや行動を修正するというダイナミズムを引き起こす、主観的なものであり、抑止論や覇権安定論において論じられるような、自己イメージとは峻別された客観的に観察可能な決意、譲歩、リーダーシップなどに関する評判とは異なる²⁴。したがって、バンドワゴンの際に引照される評判とは、社会的アイデンティティを基盤として、相互的解釈の網の中で構成、更新、変更されていていくものであり、定まった物質的権力や外交的技量（外交力）の付属物ではなく、社会との関係性の中で確立される相対的かつ流動的な性質をもつ²⁵。規範バンドワゴンの過程とは、ある社会の成員たちが相互に仲間の言動を観察する中で、正統性や規範の変化を感じ取ることによって行動を変化させることで、一方向への加速度的な集合的变化が生じる過程と言うこともできるのである。

Ⅱ. 評判政治

これまでの考察を踏まえ、国際場裏において規範カスケードの主翼を担う規範バンドワゴンが生起する政治的条件について考えてみたい。軍事力を中核とした物質的パワーをめぐるパワー・ポリティクスが支配的な場面では、軍事同盟の形成過程としての軍事的バンドワゴン現象が現れる。同様に、規範バンドワゴンのメカニズムが作動するのは、評判を媒介とした政治すなわち評判政治が支配している舞台においてである。したがって、規範バンドワゴンが起こるためには、まず評判政治の舞台装置が整っていないといけない。つまり、国家が良好な評判（評価）の獲得を目的として行動するための条件を特定する必要がある。本節では以下それらの条件について論じてみたい。

(1) 評判政治の前提条件：評判に敏感である条件

ここで評判とは、国際社会の秩序にどのような影響を及ぼしているかに関する評価をさす。良い評判とは、国際秩序を維持または向上させる態度に与えられる評価であり、悪い評判とは国際秩序を攪乱、悪化させる態度に与えられる評価を意味する。既存秩序を維持または向上させるためにはその社会を規定する正統的規範に従う必要があり、正統的規範に照らして「適正な（appropriate）」行動をとるものが「よき市民」との評価を得るのである²⁶。よい評判を得た場合は、その社会内での安定した地位を獲得・確保することがで

きる。

評判政治が機能するためには一般に、①密な共同体の存在、②各国家の引証基準たる正統的規範が確立しているかまたは明示的確立過程にあり、かつ共同体の成員が正統的規範を了解していること、③主体が当該共同体における評判の維持・向上に関心をもっていること、が前提となる。これらは、政治主体が評判に敏感であるための前提条件と言い換えることができる。ここで敏感であるとは、評判の向上または悪化が国益に影響を及ぼす状態を指す²⁷。敏感性の大小によって幅はあるものの、評判に敏感である国家は、評判が低下したことで蒙る不利益をなんらかの方法によって緩和しようとするインセンティブをもつのである。

このうち①について、「密な」とは、社会的制裁に参加する程度の社会的関心が構成員の間に存することを意味する。各成員が、逸脱行為は他の成員の個別的利益や集合的利益に影響を及ぼすと考え、個別的または集合的利益を守るために逸脱者に社会的、経済的、政治的制裁を加える必要があると信じているような共同体が、密な共同体である。そのような共同体とは、i) メンバー間の頻繁かつ／または深いコミュニケーションが存する、ii) 経済的相互依存が浸透している、iii) 共通の目標達成のために人為的・目的的に形成されている、といった特色のうち少なくとも一つを有していると想定することができる。各項目の度合いが高ければ高いほど社会的制裁が機能しやすいということになる。

このうち i) は、構成員が社会的役割構造のなかに組み込まれている状態を指しており、構成員の言動は社会内での交流過程や制度的特徴によって規制されると同時に再生産されたり変更されたりする。ii) は多量のコミュニケーションを伴うだけでなく、経済関係を統制するための公式／非公式な制度をもっていることを示したものである。iii) には、同盟などの軍事的共同体、国際レジーム、目標達成のために継続的・定期的に開催される一連の国際会議群が含まれる。公式の交渉を準備するための一連の公式・非公式交渉（準備会合群）が継続的・定期的国際会議群のよい例であり、ウィリアム・ザートマンも指摘するように、このような一連の交渉前交渉は、問題の定義づけ、参加者の選択、代替案の選択、イシューの範囲およびアジェンダの設定という点において、国際レジームと同様の機能を果たすのである²⁸。

また、②は評判維持・向上の具体的政策を採るための前提条件である。何が共同体の正統的規範かを理解していなければ評判政治に荷担することはできないからである。そもそも評判のよしあしは、評価の基となる世界観および規範観によって異なるため、特定の世界観および規範が確立していて初めて評判が政治的に機能することになる。気をつけねばならないのは、複数の規範や世界観が鼎立している場合には、同一の国家に対して各規範に対応した異なる評価がなされうることである。とりわけ、新たな規範、正統性、世界観の出現時には、新旧の価値をめぐって

解釈が対立する結果として正反対の評価が鼎立する可能性がある。したがって、既存の国際秩序を攪乱する行為であっても、旧秩序を破壊することが国際秩序の向上をもたらすと考える勢力からは、当該破壊行為は良い評価をえることになる。逆にいえば、これらの革新勢力にとってみれば、旧秩序の正統性を維持しようとする現状維持派は「悪い」ということになる²⁹。そこで、ある国家が行っている評判獲得行為を分析する際には、常に複数の正当性原理が鼎立していることを前提として想定したうえで、当該国家がいかなる規範や世界観を基準として、誰による評価を向上させようとしているのかに注意を向ける必要があるのである。

③については、一般に国家が評判に敏感になるのは、当該国家が国益の中で上位に位置付けている価値（経済的利益、政治的利益、アイデンティティの確立や良好な評判のような社会的利益など）の獲得において良好な評判が有利に働く場合であると定義することができる。しばしば評判はアイデンティティと結びつけて論じられるが、必ずしも規範に深く同意していなかったとしても、国家は個別の功利的自己利益達成のために、評判を向上させるような態度・行動をとることもある³⁰。確かに国際規範が国家のアイデンティティに深く組み込まれていればいるほど当該国家は評判を気にかけるようになるが³¹、ある正統的規範の遵守がアイデンティティと結びついているということは、評判を重んじることの十分条件ではあっても必要条件ではないので

ある。

また、評判への敏感性は共同体内での社会的役割にも関係している。とりわけ共同体における評判の維持・向上に強い関心を持つのは、その共同体の運営に積極的に関与している主体である。なかでもリーダーシップは共同体構成員からの信頼によってなりたっているため、リーダーおよび潜在的リーダーはリーダーシップの信頼性に関する評判に敏感であると考えられる。

ところで、上述の共同体をある条約にかかわった共同体（国際レジームや準備会合群）とした場合、当該共同体以外の諸国家のなかでもとりわけ当初は条約に加わらなかった非当事国は、条約に具現化された規範に関する評判政治の枠外に置かれるのだろうか。当事国を限定した二国間での契約的条約と異なり、将来的に国際社会を規定する規範を設定しようという意図の下に作成される多国間条約すなわち立法条約の場合、非当事国も規範適用の対象となる。このような条約は、「規範設定的な」規定を置くことで、国際社会全体の構成諸国を潜在的受諾国として将来的規範適用の対象とみなし、受諾国の増加および国家実行の集積によって慣習法化することを目的としているため、非当事国も当該規範に関する評判ゲームに取り込まれているといえる³²。そのため、多国間での立法条約作成を主導する側は、より多くの参加を促すために常に国際社会全体に向けて明確なメッセージを発信しながらバンドワゴンを誘発する方策をとることになる。このような方策は、国際

社会構成諸国家に当該条約に盛り込まれた規範が慣習法化すると信じ込ませて将来の評判利益を高く見積もらせることによって、当該規範を国際社会の正統的規範へと変容させるものであるといえる。この過程を経ることによって、規範を擁する共同体が評判政治のダイナミズムを通して拡大するのである。

以上、評判が政治的影響力行使のメカニズムとして機能する前提条件を検討したが、それでは評判政治の舞台においてアクターが評判を重視する条件すなわち評判に脆弱な条件とはどのようなものなのだろうか。以下ではこの点について考察を進めよう。

（2）評判重視の条件：評判に脆弱である条件

評判への脆弱性とは、評判の悪化によって蒙るダメージを緩和するために行う政策変更もしくは政策の新規採用のコストによって記述される。本項では、そのコストがどのように見積もられるかについて述べた上で、コストを左右する諸条件について論じる。

① 将来的利益計算

密な共同体のなかでも、国際レジーム、準備会合群、経済的相互依存における継続的取引関係一般においては、国際合意の形成における「信頼できる取引相手」との評判の維持・向上が問題となる。これは、短期的利益に基づいて約束を反故にするようなことはしないという信頼性の問題と言い換えることができる。チャールズ・リブソンによれば、評判とは国際合意を補強するための「捕虜」ま

たは保証金として機能する一種の資本であり、合意に違反すれば評判資本に損失を蒙ることになる³³。したがって、信頼を要するような相互依存的国際交流に関与している場合には、評判は国際的協力関係を補強・促進する機能を持つ³⁴。評判資本が減少すれば、当該国家の将来の行動の信頼性に対する（潜在的・顕在的）取引相手の期待が低下する。このため、自国が関与しようとしている将来の国際合意の信頼性が損なわれたり、合意に入るための障壁が高くなったり、合意に入った相手の違反行為を引き起こしやすくなったりすることで、合意締結および履行にかかわるコストが高くなってしまう。これが評判に脆弱である状態である。もしもアクターが国際的協力関係から得られる利益に高い価値を見出すならば、評判への投資を厭わないであろう。

重要なことは、国際的協力関係があるからといって常に評判維持・向上を重視するわけではなく、評判維持投資の結果得られる利益の総体に比べて評判維持コストが上回る場合には、合理的アクターは評判維持への投資を差し控えると予想されるという点である。リプソンの議論の前提をなしている功利主義的アクター・モデルに従えば、アクターは、まず国際合意への違反が評判を傷つけるかどうかを見極めた上で、評判に傷がつく可能性が高いと判断した場合には、合意を遵守することで将来得られるであろう長期的見込み利益と、合意に違反することで近い将来に得られはずの短期的見込み利益との計算（比較考量）

に基づき、評判への投資の仕方を決定するのである。したがって、よい評判を得るために現在支払うコストが、将来得られるであろう利益を上回ってしまう場合には評判のメンテナンスは重視されない。他方で、現在評判がよくない場合や、新規参入者ゆえに履歴の乏しさから評判が確立していない場合で、将来的信頼関係から利益が見込めるならば、評判への大きな投資が行われることだろう。この顕著な例が、覇権国のリーダーシップへの信頼が損なわれた場合の、覇権国による評判メンテナンスである³⁵。

よい評判の価値が長期的利益と短期的利益の比較考量によって決定されることに伴い、アクターが評判を重視する条件を特定するには、当該アクターがある取引相手とかかわる期間、および他のイシューとの関係に照らして検討することが必要になる。信頼性についての評判は長期的コンテキストにおいて初めて価値をもつ。取引相手との関係に長期的見通しがある場合（すなわち「将来の影（shadow of the future）」が長い場合）には、遠い将来に見込まれる利益でも高い価値をもつが、短期的スパンの場合、喫緊の利益のほうがはるかに高い価値を持っているように見えるのである。したがって、戦争や経済危機の危険が迫っている状況などの緊迫した情勢下では、将来的評判の価値は大きく割り引かれて見積もられることになる。

また、あるイシューにおける国際協力関係の維持が重要だとしても、当該イシューがその他のイシューに比して政策的優先順位が低

い場合には、他のイシューにおける利益を優先して、評判への投資を削減することはしばしば起こり得る。安全保障上の考慮から経済的信頼関係を損ねるような行動をとったり、経済的考慮から環境保護における国際協定をないがしろにするといったような事例は枚挙に暇が無い³⁶。

以上のほかに、国際合意の形態によっても、評判維持・向上コストの大きさは著しく異なる。この点については項をあらためて論じよう。

② 国際合意形式および国際交渉の方式

国際合意の形式や国際交渉の方法は評判コストに影響を与える。第一に、リブソンが論じるように、国際合意が公式であるか非公式であるかは、評判コスト計算を大きく左右する要因である。国際合意が公式の場合は非公式の場合よりも高い信頼性を確保することができる反面、国際社会および国内社会からの精査を受けるため政治的に高いコストを払わなくてはならない³⁷。したがって、国際合意に入ろうとするアクターは、自国が評判に投資できる量を（長期的利益と短期的利益の計算から）見定めた上で、合意の公式／非公式性を選ぶことになる。

合意の形式は合意形成過程の外交方式と密接不可分なため、この議論はさらに交渉方式にも敷衍できるだろう。一般に交渉過程が公開されている場合は、非公開の場合よりも政治的コストが高まる。公開であれば、情報共有主体が拡大することでより多くの国内勢力

および国際社会からの監視を受けねばならないからである。国内からの監視のなかでも交渉者にとってとりわけ政治的に問題になるのが、合意の内容について議会がどれだけの許容性をもっているかという点である。交渉を担当する行政府は批准権限をもつ立法府の意向を反映させる形で交渉を進めざるをえないが、この事実を逆手にとって、国内政治上の立場の脆弱性を訴えて国際交渉に圧力を加えたり、また外交交渉の経緯を外圧にして国内政治に影響を及ぼすといった戦略的行動をとることも多い。さらには同盟を組んで他の同盟と対抗している場合には、同盟諸国および敵対諸国内の国内世論の動静を考慮に入れる必要もある。このような、国内政治と国際政治とを連携させて交渉を進める方法は、いわゆる二層ゲームとして知られている構図である³⁸。

第二に、交渉への参加アクターの範囲、換言すれば外交過程に参入するアクターの多様性が大きい場合には評判コストが上がる。とりわけ企業関係者やNGOを含めた非国家主体が交渉に直接かかわった場合、それだけ考量すべき変数が増加する。なかでもNGOは乏しい政治資源を情報の流通（情報の開示と提供）と国際世論および国内世論へのアピールによって補う戦略をとるため、政府代表の評判コストを上げることができる。

第三に、一般に多国間交渉は二国間交渉よりも評判コストが高い。多数の発展途上国が参加する多国間交渉においては、体面を傷つけられることや国際的孤立を恐れて大国でさ

えも多数派に妥協しなければならない局面が増えているのである。このような多数国の参加による多国間交渉方式は、1980年代以降の海洋法レジーム、貿易レジーム、環境レジームなどに顕著に見られ、少数派の大国と多数派の発展途上国双方の要請に基づいて採用されてきた³⁹。

なかでも多国間交渉において近年採用されることの多いコンセンサス方式の下では評判政治が機能しやすい。コンセンサス方式は、正式の反対がなければ表決に付すことなく条約を採択するというもので、黙示の全会一致制ともいえる⁴⁰。しかし、機能不全に陥りがちな全会一致制と異なり、事前の水面下折衝を通して実質的な賛成多数を形成してしまうことで、公式の決議が物別れに終わることを防ぐという利点をもっている。合意形成の段階で参加国に関する情報は詳細な調査を経、もしも情報が虚偽であると判明した場合には後の交渉における信頼性（評判資産）を損なってしまうため、各国は自国の利益が合意によりよく反映されるように、自国の選好や条件についての誠実な情報開示に積極的に参加する必要がある。また、コンセンサス方式においては、反対を公式に表明すれば非合意の責任を問われて外交的に不名誉な立場に陥る危険性がある反面、反対を表明しなければ賛成したものと見なされ、反対を表明しなかった国が合意採択後に反対を表明しても有効と認められないという、黙認による禁反言の原則が適用される。このため、本当は反対であるがとりえず情勢を見守るために迎合すると

いったやり方は将来的に自国の首を締めることになる⁴¹。このようにコンセンサス方式は、評判政治のメカニズムによって参加国間の主體的な参加と誠実な態度による協働を促すと同時に、機会主義者の同調的行動を真性の規範支持態度へと変容させる契機をも含んでいるといえる。

このような特徴をもったコンセンサス方式による交渉は、多数派の発展途上国が国際交渉をコントロールしてしまうのを防ぎ、少数派である大国の利益を反映させるために有効であると期待された⁴²。しかし実際には、コンセンサス方式による意見調整が行われている場においては、少数者に対する多数者からの圧力が大きくなり、かならずしも大国のシナリオどおりにはいかない。GATTウルグアイ・ラウンドのアジェンダにサービス産業を含めるかどうかをめぐる交渉前交渉においては、コンセンサス方式が大国に対してバンドワゴン効果をもったことは明らかであった。時間をかけて何度も重ねられる交渉のコスト、経路依存性、共同体意識、アメリカの体面を保つために参加国から寄せられる外交的ゼスチュアとがアメリカを継続的交渉枠組みの中に抜きがたく絡めとった結果、アメリカのような大国にさえも国際的孤立の恐怖と交渉の場から一方的に撤退することの非合理性・不可能性を感じさせるほどのピア・プレッシャーが機能し、アメリカの妥協を導いたのである⁴³。

以上のような利点をもった交渉方式ではあるが、事前調整に重きを置く結果として、コ

ンセンサス方式は時間がかかり、また、誰も満足させるパッケージ・デールによる最小公倍数的な総花的合意や、抜け穴の多い最大公約数的合意が採択される可能性が高い。効率性の観点からすればコンセンサス方式は大きな問題を抱えているため、コンセンサス方式の利点を残しながらその弊を除くためには、事前にメンバーを限定して交渉を行い、決議の採択には多数決方式を採用するという方法がある。強固な反対者をあらかじめ排除することによって実質的多数派を形成し、コンセンサス方式による事前調整から期待されるのと同様の効果を得ようというわけである。この方法は、重要な関係者が交渉から排除されることで実効的合意ができなくなる危険性をはらんでいるものの、一度交渉が始まれば、言辞のみによって賛意を表明した機会主義者に対する多数派からの圧力がかりやすい。また、排除される可能性のある反対者が評判に脆弱である場合や、時勢が強力である場合には、準備段階で交渉への参加有資格者を選別する過程において評判政治のダイナミズムが働くことが期待できるのである。

③ 国際的地位

評判は国際的地位を承認・再生産するものといえる。したがって、国際的地位が不安定な場合には国家は既存の地位を確保するため、もしくは新しい地位をえるために評判に脆弱になる。承認される国家の側からすれば国際的地位の承認はアイデンティティの確定を意味することから、アイデンティティと評

判は密接に連動していることがわかる。アイデンティティが揺らいでいるときには評判に脆弱になるため、アイデンティティの見直しに関する議論が増えているかどうかを有力なバロメーターとして、評判に脆弱になっているかどうかを判断することができる。逆に、国際的地位に関する評判が変動した（もしくは変動の蓋然性が高まった）場合には、アイデンティティ論議が国内政治のメイン・トピックとして浮上する可能性が高まる。したがって、国際的評価と国内におけるアイデンティティ見直し論議とが相乗的に国際的評判への当該国家の脆弱性を高めることになるのである。

国際的地位の変動要因には、主に i) 国際システムの変動、ii) 特定の国際関係の変化、iii) 国家能力の変化、がある⁴⁴。i) の国際システムは、国際関係を規定するルール・オブ・ゲーム、パワー分布、およびそれらによって規定される国際的序列構造によって構成される。国際的序列構造は諸国の国際的地位を定めるため、国際システムが変動すると諸国の国際的地位が不安定になる。とりわけ国際システムの秩序維持に大きな影響力をもつ大国の地位と国際システムとの不安定さは密接に関係しているために、システム変動時には大国は評判に脆弱になるであろう。大国のなかでも公共財の提供によってシステムの秩序をコントロールする覇権国の場合は、システムの安定性と覇権国のリーダーシップに対する信頼性とが密接に連関しているために、システム不安定時における評判メンテナンス

の重要性が高い。

また、大国の地位の不安定化は、大国間政治の^{ニッホ}間隙に一定の外交的地位を占めてきた中堅国にとって、国際的リーダーシップの空白において国際的プレゼンスを高め場合によっては大国への地位向上を図る機会の拡大を意味する⁴⁵。このため、国際システムの変動期には、大国が自国の地位を守ろうと現状維持的になる反面、中堅国の現状変革的な外交的積極性が高まることが予想される。

ii) については、特定の国家間における同盟関係、敵対関係、経済的協力関係などの変化によって国際システムにおける地位が変化する場合もある。とりわけ大国との国際関係は当該国家の国際的地位に大きな影響を及ぼす。たとえば大国との戦争に敗北した場合には、当該国の地位が低下する可能性が高い。

iii) については、国家の能力向上または衰退に伴って国際的地位が流動的になった場合にも当該国家は評判に脆弱になると考えられる。とりわけ経済力の向上は当該国家の地位向上を期待させる。一争点領域における地位が上昇した場合、それに伴って寄せられる期待はその争点領域内でのリーダーシップである場合が多いが、当該争点大国としての地位が安定してくると、それ以外の争点領域におけるリーダーシップも求められるようになるため、「経済大国」のような接頭辞付きの大国の場合は、良好な国際的評判の獲得のためにどのような手段をとるのが常に重要な争点となる。当該国の国際的地位が接頭辞付きの大国と接頭辞なしの大国との間で揺らいで

いるのである。このような状況においては、国家は自国のアイデンティティを見直さねばならないために、国際社会での評判への脆弱性が大きくなる。外交姿勢をめぐる争点が上位に浮上してくる局面においては、たとえばそれが経済大国ならば、経済的影響力の増大を安全保障面での影響力の増大に意図的に読み替えて接頭辞なしの大国を目指そうとする現状変革的な国内勢力と、経済大国として安定的な地位を確保するのがよいと考える現状維持的な国内勢力との対立が生じやすい。そして国内での対立は、その国家を評判に対して脆弱にするのである⁴⁶。

④国内基盤の脆弱性

上記のように、国力に変化があった場合には評判への感受性が大きく影響を蒙るが、それ以外の国内政治要因によっても評判への脆弱性は左右される。フィンモアとシキンクは、国家が国際的正統化を必要とするのは、国内で政治的混乱があるときなど政権が脅かされている場合であると述べている⁴⁷。国家が国際的正統化を必要とするのは国際的評判に脆弱になっていることの証左であるから、国内基盤の脆弱さはそのまま評判に脆弱な政治的条件として読み替えることができる。

しかし、国内の不安定さを取り繕うために国際的正統化を図ることが有効であるかどうかは一概にはいえない。というのも、政権に挑戦する国内主流勢力が国際的正統性を重視していない場合には正統化の必要性自体がアジェンダの上位に上らないからであり、そも

そも国内社会勢力が意志決定者の外交問題に関する行動にどれほどの影響をもつのかという点自体が論争のあるところだからである⁴⁸。

したがって、国内的脆弱性が当該国家の評判への脆弱性に結びつくかどうかは、i) 外交問題が高い政策的優先順位を与えられているか、ii) 外交意思決定における国内対抗勢力の強さ、もしくは対抗勢力に対する政府の政治的抵抗力、iii) 国内対抗勢力が国際的に良好な評判を要求しているかどうか、iv) 国際主義的勢力が孤立主義者や単独行動主義者を抑えて対外政策形成の主導権を握っているか、の四点に依存するといえる。よって、意思決定に影響を及ぼす国内勢力が国際的正統性を求めている国家および状況において、国内に政治的に有力な対抗勢力が存在する場合、意志決定者は国内政治への考慮から国際的正統化を図るということができよう。

Ⅲ. カスケードの政治構造

(1) 社会化の螺旋的昂進過程：概観

① 行為様式

先に、カスケードにおける社会化過程を、集団準拠、尊敬、正統化のメカニズムによって描く議論を紹介したが、トマス・リセとシンキングが述べるように、アクターを規範に服従させるための相互行為の局面は、戦術的バーゲニングによる便宜的適応と、倫理的言説による議論・説得との二種類の行為様式が折り重なって展開される。便宜的適応とは規範違反者による機会主義的行為様式であり、規範の妥当性を信じていなくても、制裁を和ら

げさせたり国内的立場を強化したりするために便宜的に規範追従的態度をとることを指す。他方で、倫理的言説を用いた議論・説得の過程は規範促進者による一方的行為ではなく、規範促進者と違反者との間で倫理的言説を用いた応酬がなされるなかで、違反者の選好、状況の定義、アイデンティティが変化するような相互的な行為様式である⁴⁹。議論・説得は、被説得者が社会的適正性の文脈で国益を理解している場合に効果をもつため、機会主義者よりは潜在的規範受容者について当てはまる行為様式といえるだろう。ただし、社会的制裁の項で後述するように、便宜的適応の過程で用いたレトリックは当人の意図に反してその後の行動を束縛し、結果的には説得されたと同様の効果をもつこともあるため、便宜的適応と議論・説得の過程とは相互に関連しながら展開されていくことになるのである。

以上のように便宜的適応および議論・説得はカスケード過程の一般的行為様式であるが、カスケードにおける加速度的社会化がバンドワゴンという特殊な行動によって起こることに鑑みれば、バンドワゴン特有の行為様式を考慮に入れる必要がある。バンドワゴン過程においては、一方でバンドワゴン主体が規範支持の意思表示をすることで大勢に迎合する姿勢を明らかにし、他方で規範推進者側は機会主義者たちに不服従コストの大きさを見せしめる示威行為を行ってバンドワゴンを促そうとする。バンドワゴン過程においては、便宜的適応や説得に留まらず、以上のよ

うな個別的・集団的意思表示行為（デモンストレーション）が中心的な行為様式となるのである⁵⁰。

② 国際的時勢（モメンタム）

バンドワゴン行動が起こるには、バンドワゴン主体が時勢を認知する必要がある。新規規範が近い将来に主流規範となり不服従の際の評判コストが大きくなるとの予測をなさしめることで、同調行動へのインセンティブを持たせるような雰囲気の時勢である。時勢は、バンドワゴンする側とさせる側双方のデモンストレーション行為を通じて社会的に認知され、認知者が増えることで規範促進者側にさらなる政治力を与える。規範促進者側は自らの政治力を強化するために積極的に時勢の保持・拡大を行うため、時勢は再生産され、更なるバンドワゴンを促していく。このように、時勢はアクターのデモンストレーション行為の集積によって構成される集合的認知構造物として、バンドワゴンを誘発する環境要因となるのである。

③ 場の特徴

バンドワゴン誘発環境要因としては、認知上の場だけでなく、制度的な場も重要な機能を果たす。カスケードが起こる前には規範の制度化がある程度行われている必要があると先述したが、どの組織および権威のもとで制度化が進められるかがバンドワゴンの趨勢に大きな影響を及ぼす。というのも、組織の権威、手続き的特徴、中核メンバーなどの組織

特有の政治過程によって交渉上の有利さが異なり、また、時勢の認知を左右する見かけ上の勢力分布図に大きな違いが出るからである。

④ カスケードの政治過程

カスケード過程はバンドワゴン行為を含んだ政治過程の総体であると述べたが、より正確に言えば、バンドワゴン過程とリーダーシップ獲得競争と真性の支持者による結集行動（リーダー・フォロワー間協力）とが相互に補完しあって展開されるダイナミズムがカスケードを構成するといえる。換言すれば、フォロワーのバンドワゴンおよび結集行動とリーダーの積極的姿勢を牽引力として展開される、加速化された集合的社会化現象がカスケード現象である。それまで推進者として国際的時勢の形成に貢献してきたリーダーたちが時勢によって政治資源を増やすことで、リーダー間の競争が促進されるとともに、新規に参入しようとするリーダー志願者による機会便乗行為も起こり、外交的威信をめぐる競争は激化する。こうして、バンドワゴンが作り出す国際的時勢がリーダーの政治的資源を増やし、そのことでリーダーの活動が活発化されてさらなるバンドワゴンを誘発する条件が形成されるという螺旋状の政治的昂進過程が展開されるのである。以下では、これらの諸要素について詳しく見ていくことにしたい。

(2) 国際的時勢（モメンタム）

国際的時勢（モメンタム）とは、世論研究

においてしばしば言及される「世論の風潮 (climate of opinion)」という概念に近い。世論の風潮は、アイデアや代替案の選抜においてどの内容が選ばれやすいか、またどのような決定が為されやすいかを規定する。ある内容について受入土壌を用意し、その内容を支持・推進する勢力を後押しすると言い換えてもよい。ユーージン・R・ウィットコフとジェイムズ・M・マコーミックは、世論の風潮は意思決定者の思考を形成する環境として機能すると述べている⁵¹。また、アメリカ政治におけるアジェンダ設定の研究を行ったジョン・W・キングダムは、世論の風潮はエリートが政策案を選ぶ際の準拠枠組みになり、アジェンダに上がる政策オプションの方向性を枠付ける働きをすると説明している⁵²。この概念は、リチャード・ソーベルが指摘するように、ヴィンセント・キーによる「政策の流れを決める水路 (dikes)」の概念とほぼ同義といえる⁵³。ソーベルが簡潔にまとめているように、世論の風潮は、水路のように「政策オプションの範囲を制限することで政策形成に制約を加える」のである⁵⁴。

以上の意味を前提としつつバンドワゴンに対する影響の面から見れば、国際的時勢はバンドワゴン行為が起ころはじめ更なるバンドワゴンが引き出される過程を促進する環境条件として機能するといえる。したがって、時勢を維持するとは、更なるバンドワゴンを引き起こすことと言い換えてもよい。先にバンドワゴンを誘発するためにはデモンストレーション行為が有効であると述べたが、デモン

ストレーションが有効なのは時勢が存在するからこそであり、逆にデモンストレーション行為によって時勢が強化されるのである。

国際的時勢は評判政治の土俵で政治的圧力としての意味を持つ現象なので、継続的・定期的国際交渉の場では認識されやすく、戦略的に活用されればピア・プレッシャーを誘発して政治的効果をもたせることができる。このことはリーダーの側から言えば国際的時勢が政治的資源になることを意味するため、主導する意志はあるがその意志を遂行するための諸条件に乏しい場合などに、国際的時勢がリーダーシップの遂行を現実化する方向に水路を整えるということができる。

国際的時勢が政治資源となるだけに、評判政治において優位にたつ為に時勢の維持は重要な政治戦略となる。時勢は、i) 多数の参加、ii) 多数の賛意（支持）表明、iii) 規範、場、主導者、手続きにおける高い正統性、iv) 政策案の明確さ、によって維持・強化される。デモンストレーション行為は、支持者の積極的態度および行為を促進することと非支持者の情勢認識に影響を及ぼし心理的圧力をかけることで、i)、ii)、iii) を向上させるものであるといえる。また、第四点目は、明確なアイデア、目標、手続き、タイムテーブルを伴った政策案がアクターの具体的行動を促すことを意味している。逆に言えば、明確な具体的達成目標が連続的に供給されなければ、各国、国際機関、NGOにおける当該問題の優先順位を下げ、当該問題の解決に向けた取り組みを失速させてしまうことになるの

である。

また二点目は、ある規範や方針を促進する国際的時勢が、それらを支持する意見表明および行為の繰り返しによって形成・維持されることを意味している。したがって、国際的時勢とは、同意表明の継続的かつ明示的シグナルの発信によって形成かつ維持される認知的構築物であると捉えることができる。他方で、時勢は、カスケードを構成するもしくは構成する可能性のあるアクターに、時勢の影響下に入れば国際合意内容が確実に履行されるであろうという期待をもたせることで、期待の増幅現象を促す。このことがフォロワーによるバンドワゴンを誘発するとともに、特定の政治的目的を達成しようとするリーダーに対しては、信用を供給することで評判資本の価値を高める機能をもつといえる。

したがって、法的拘束力がないか弱いため、に実効的効力をもちにくい、議長声明、政治宣言、司法見解、プレス・コンファレンス、国連総会決議などが、時勢維持の目的で戦略的に利用されることになる。逆に言えば、これらの法的拘束力に乏しい意見表明媒体の政治的効果は強制力（を通じた問題の直接的解決）として捉えるべきものではなく、国際的時勢を維持するという政治的機能を通じて特定の政治勢力の勢力拡張に寄与するものとして理解することができる。

もちろん、法的拘束力に欠ける意思表示が影響力をもつといっても、影響力の大きさは意思表示の方法に大きく依存する。シグナルとしての強さは同意表明にかかるコストに比

例するため、一般に非公式見解よりも公式見解のほうが、また、見解のみよりも国内立法による具体化のほうがより確固たるシグナルを送ることができるのである。しかし、たとえ行動の伴わない機会主義的で外交辞令的な意見表明であったとしても、そのような意見表明は時勢を強化するのに寄与し、かつ、後述のように、一度意見表明をしてしまえば評判政治のダイナミズムに絡めとられるため、社会的制裁の可能性と時勢という二通りの縛りを自らに引き寄せてしまうことになる。したがって、時勢が顕著に認識できる状況においては、レトリックによる政治一般の重要性が高まり、その結果、失言を誘う戦術的政治的効果も高くなるといえるのである。

(3) バンドワゴン誘発場

① 権威の受け入れ

これまで述べてきたように、共同体の正統的規範に適合した行動をとればよい評判が得られるが、正統性をもつのは規範やルールだけではなく、政治の舞台装置はすべて正統性にかかわってくる。とりわけ重要なのが「権威」である。権威とは、政治的正統性と権力とを兼ね備えた主体または場（制度）をさす。換言すれば、正統なルール形成者と見なされた組織は、正統であるがゆえに、当該権威を受け入れた主体を服従させる権力をもつのである⁵⁵。したがって、特定の権威に服従し承認されることは、その権威を支持する共同体における良好な評判の維持・向上に欠かせない。

しかし、規範が複数鼎立することの帰結として、権威もひとつに特定されるわけではないということに留意せねばならない。また、どういうアクターがその場に集まるかによって、すなわちアクター間の政治的關係に応じて、場の正統性への評価が相反する場合も少なくない。権威は権力をもつだけに、それ自体が政治的獲得対象として常に評価の対象とならざるをえないのである。とりわけ国際組織においては、たとえば安全保障イシューについて第一に権威があると見なされるのは安全保障理事会か、それとも国際社会をより代表している総会かといった古くて新しい問題が直ちに想起される。権威を主張すればその権威を否定する対抗勢力が現れるため、安保理の権威を前面に押し出せば代表の点からその正統性を否定する見解も出てくるのである。

高い権威は良好なパフォーマンスを可能にする権力と政策の実効性を高めるので、権威保持主体ならびに権威支持主体は常に自己の権威を高める努力を怠らない⁵⁶。権威は常に更新されることでその正統性を高めていくことから、あるイシューに関して対抗する権威が存在する状況下では、対立する権威を攻撃するとともに、共同体メンバーに対して当該権威への支持表明を繰り返し要求することになる。しかし、権威への服従表明は、アクターに単に規範への服従を表明するよりもより政治的にコストの高い決断を迫ることになる。というのも、権威的制度は特定の手続き的特徴、目的、参加者資格および参加者特性

をもっているため、規範には総論賛成の場合でも各論にまで降りて態度を明らかにしなければならないからである。そのため、特定の権威への支持表明を繰り返すことは、支持コストの高さによって権威自体の正統性を高めると同時に、対立する権威間の優越関係を白日の下にさらすことで、機会主義者のバンドワゴンを誘発することになるわけである。

② 場の選択

デイヴィッド・メイヤーが社会運動について論じているように、対抗する政治勢力が互いに角逐を展開している状況において、各勢力が自陣営に有利な政治的機会を拡大するために重視するのは、戦術の革新と問題の意味づけ（フレーミング）に加えて、場の選択である。ある運動に対抗する運動主体が相手の活動場所に対抗運動を展開しようとする、まさしく相手の土俵で相撲を取ることを余儀なくされてしまう⁵⁷。このため、運動を展開する場として複数の選択肢を持っている政治主体は、対抗相手との戦いが不利になると判断した場合には、自分たちの立場を有利にするような条件を求めて、ターゲットおよび場を変更しようとするだろう⁵⁸。

国際的な問題の討議は多様な公式・非公式の国際会議の場で行われる。国際機関の傘下で開催されるものもあれば、主導的な国家が主催する場合もある。似たような問題を扱う機関でも、意思決定や執行の方法に関する手続きや、解釈の枠組みとなる思想的バックグラウンドが異なるため、それらの制度的特徴

が特定のアクターの政治力を構造的に補強したり損なったりする。このため、どの場にアジェンダ設定するかということは、その後の交渉の基盤となるゲーム構造を規定する重要なファクターとなるだけでなく、ある制度的場（機関）においてその政治的・手続き的特徴を活用して自陣営の政治的影響力を速やかに拡大することができれば、当該機関自体の他の機関に対する政治的立場を強めることができる。評判の向上を目指す国家にとってみれば、どの機関＝政治勢力がより優勢になるかを見極めた上でバンドワゴンするのは、参加コストを低く抑えながら高い政治的効果をあげることができる魅力的な選択肢である。このため、場の効果的活用によって場自体の権威を高めることで、情勢を見守っていた機会主義者たちのバンドワゴンを誘発することができるのである。

一般に交渉前交渉では、共同の解決案を模索・策定することと、交渉への参加の意志を促進することに重点がおかれ、その目的を達成するために、イシューの範囲、アジェンダ、参加者を特定し、参加者の国内政治状況に影響を及ぼし、また、参加者間のトランスナショナルな連合形成を促す⁹⁰。これらのうち前三者はすべて交渉の場をどこにするかと密接にかかわってくる。というのも、制度的場は、特定の目的、問題解決手続き、表決手続き、参加者資格および参加者特性を備えているからである。問題の解決と自陣営の勢力拡大を効果的にはかるためには、ふさわしい参加者と手続きによって交渉できるような場を選ぶ

必要がある。たとえば人道擁護という規範には誰も反対しなかったとしても、どれぐらい時間とコストをかけて現実化するかという点は高度に政治的な判断を要するため、交渉の場をどこにするのかという問題をめぐって紛糾することも少なくない。

したがって、ある意見を支持する勢力を増やし大きな国際世論を形成しようとするならば、支持が集まりやすく、かつ意見集約しやすい制度的特徴をもった場にイシューが持ち込まれ、アジェンダ設定されることになる。場を選ぶ際の判断基準としては、i) 支配的なメンバーが自国に友好的であるか、ii) イデオロギー的姿勢や政治文化（風土）は当該案件の解釈や具体化及び執行の上で都合のいいものであるか、iii) 表決手続きは自陣営に有利であるか（多数決、加重投票など）といった点が重要である。

表決手続きについては、例えば、発展途上国や小国は「主権平等」の原則と多数決制による表決手続きのために数の論理で大国に対抗できる国連の場を選ぶのが戦略的に有利となる。海洋レジームの変容における小国の戦略はこの典型であろう。1967年に深海底鉱物が発見されたことを機に、途上国は深海底資源の管理・分配のイシューを国連総会に持ち込み、深海底委員会の設立に成功した。当該委員会を通じて、小国は海峡の通航と漁業行為に対する管轄権を主張することで、それまでイギリスやアメリカなどの大国が管理してきた海洋レジームのルールを覆し、深海底資源の配分交渉に影響を及ぼすことができたのだ

った⁶⁰。

また、場のイデオロギーの特徴がイシューの意味づけを決定することによって特定の政治主体に有利な構造ができあがってしまうことの典型例として、1986年に始まったGATTウルグアイ・ラウンドで非関税障壁撤廃対象品目として初めて航空、通信などのサービス業種が含まれた事例があげられる。アメリカは自国が国際競争力のあるサービス部門を物品と同様に見做し、GATTが標榜する自由主義的規制の枠組みに入れることを目指した。しかしサービス部門における国際競争力に劣る途上国、就中ブラジルやインドらの十カ国グループ（G10）は、国連貿易開発委員会（UNCTAD）を拠点として、サービス業種は自由化されるべき性質のものではなく、したがってGATT議題ではないとの議論を展開した。結局この議論はアメリカ側の勝利となり、サービス貿易はGATTのアジェンダに上がり、そのことで自動的にアメリカに有利な自由貿易の原則が適用されることとなったのである⁶¹。

以上のように場の選択自体が交渉を始める前の重要な政治的交渉対象となるのだが、一度交渉を始めてしまった場が自陣営に不利であるとして場を変更することも国際政治ではしばしば起こる。80年代の初めに世界知的財産機構（WIPO）において知的財産のより広範な保護について十分な同意を取り付けられなかったECおよびアメリカが、GATTに場を移したことで知的財産貿易関連協定（TRIPS）の締結（1994年）に成功したこと

は、この典型例である。

さらに、既存の組織から別の既存組織に場を移すのではなく、デッドロックに陥ってしまった組織を迂回して、賛同者のみで新しい法的特徴を備えた組織を作ってしまうという手法もあり得る。70年代半ばに、途上国が先進国に対する法的攻撃を先鋭化させた（「UNCTAD化した」）GATTを見捨て、先進国だけでGATTプラスを創設しようとした動きがこの典型である。この計画は、ECおよびアメリカを中核とした先進国だけで自由化推進の取り決めを作成した上で、参加する意志のある国だけに当該ルールを適用することを目的として、大西洋評議会が提案した。この計画は最初から明示的に反対者を排してしまう点が特徴であるが、新しい場を創設してまずは賛同者のみでルールを作ってしまうことによって、世界貿易レジームを二本立てで運営する状況をつくりだし、それが徐々に途上国への自由化圧力になるという期待のもとに提唱されたのであった⁶²。つまり、最終的には反対者も含めたグローバル・レジームを作ることを目的として、障害を迂回する方策であったということができよう。

（4）リーダーシップ

ある規範へのバンドワゴンを引き起こすためには、その規範を支持する勢力が国際的主流派であることを国際社会に認知させる必要がある。先に述べたように、評判政治が有効に機能するのは明確な規範を戴いた密な共同体であるため、規範の制度化を目的とした国

際協議および交渉の場で、継続して場の政治を支配し、ピア・プレッシャーを有効にするための政治的リーダーシップを発揮することによって、当該規範が優勢であることを誇示（デモンストレート）することができる。

社会的なデモンストレーション効果としてとりわけ重要なのは、規範システムの全体像を設定し規範の制度化を促すための大枠的協議・交渉におけるリーダーシップである⁶³。このような、規範システムを構成する諸権利義務やルール、原則、方向性をめぐる交渉において必要とされるのは、集合行為問題の解決による共同利益達成を明確な目標とするリーダーシップであり、これを可能にするのは、協議・交渉における構造的交渉力と、諸利益を調整しながら交渉全体をスムーズに進展させるような交渉術と、傑出したアイデアを含む堅牢で革新的な知的バックボーンである。これら三者をすべて有している場合に強力なリーダーシップが発揮されるといえる⁶⁴。

物質的パワーの有効性に重点を置くリアリスト的見解では、往々にしてリーダーシップは物質的パワーの大きさに比例すると見做されがちだが、そう単純には言い切れない。まず、物質的パワーといっても、イシューごとに交渉力の源泉となるパワーの種類が異なることに留意しなければならない。ロバート・コヘインとジョゼフ・ナイが論じたように、各イシュー・エリアにおける交渉力の基盤となるのは、国際システム全体の構造を規定するネオリアリスト的意味での軍事的・経済的パワー（構造的パワー）よりもむしろ、特定

の国際制度（レジーム）の原則的ルールを支えるリソースの分布に基づいた「基底構造的パワー」である⁶⁵。たとえば、国際経済システム内での地位は「経済力」を測るさまざまな指標によって定まるが、個別の争点領域ごとに見てみれば、たとえば固定相場制の金融レジームでは、金の保有量という指標が国際金融システムにおける最終的なパワー・リソースとして固定相場制を支えるのである。

次に、オラン・ヤングが論じているように、構造的パワーが交渉力に転ずるにはいくつかの条件が存在し、それらの条件を満たしていなければ、大国といえども交渉の主導権を握ることはできず、場合によっては厄介者として評判を落としてしまう可能性もある⁶⁶。それらの条件とは第一に、その争点領域において戦略的に有利な位置を占めていることである。戦略的に不利であるとは、合意できなかった場合に蒙るダメージ（不都合コスト）が交渉相手よりも大きいという脆弱性を抱えていることを意味する。戦略的に有利な側は、その立場を利用して相手を脅したり、報酬を約束したりすることで交渉力に転じることができる。たとえば、ナイル川流域の管理においては、水流を操作できる上流にいるスーダンのほうが下流のエジプトよりも交渉上の立場が強い⁶⁷。また、歴史的な友好関係や同盟関係なども戦略的立場を左右するリソースとなるであろう。さらに、批准を要する条約締結にかかわる交渉においては、外交責任者である国家元首の国内政治上の立場もまた、交渉上の戦略的有利さに影響を及ぼす。これは

二層ゲームのロジックであるが、たとえば国際合意に盛り込む内容について議会が強力な反対を示している場合（許容できる選択肢の幅が狭い、すなわち勝利集合が小さい場合）、交渉担当者は国内の反対により自分の立場は拘束を受けているので譲歩はできないと説明することで、合意の決裂を恐れる相手に対して強い態度に出ることができる⁶⁸。このように、戦略的立場の非対称性から生じる脆弱性が、実際の政治力を規定するのである⁶⁹。

第二に、リーダーシップへの信頼が確立していることが、パワーを政治力に転換する際の必要条件である。構造的パワーを使って実績をあげ、その積み重ねによって有能なプレイヤーとしての信頼（評判）を確立することができれば、交渉における立場を強めることができる。継続的リーダーシップの発揮による実績の力ということができるだろう。リーダーシップに対する評判が交渉力になるということは、とりわけ評判政治が効果的に機能する状況においては、リーダーシップへの信頼がないことが致命的な政治力の欠如を意味すると同時に、リーダーシップへの肯定的な評価が物質的パワーの欠如を補って大きな交渉力を生むことをも意味する。

またこの点と関連して第三に、特定の争点（領域）にたいする利害関心の違いに発する取り組みの熱心さが交渉力の差をもたらす。意欲的な取り組みを通して、当該争点領域についての造詣を深め、問題の全体像を把握し適切な交渉材料を見つける能力が身につくと同時に、リーダーシップを積極的にとる意志

と関与の深さとが、信頼できる交渉相手であるとの評判の確立に寄与するのである。このため、物質的パワーの点では大国に劣るとしても、威信の保持・増進に熱心な中堅国が大国を凌ぐ影響力をもつことも少なくないのである。

以上のように、物質的パワーの大きさにかかわらず、交渉力を生かした効果的なリーダーシップが継続してとられることは、強い国際世論を形成する上できわめて重要である。評判政治の舞台では、評判に依拠した政治力がものをいうため、物質的パワーには劣るが継続的で積極的かつ実効的なコミットメントをなし得る主体はリーダーシップをとれるということができる。このため、専門知識、広範なネットワーク、機動力、交渉術によって国家の信頼を勝ち得たNGOならば、国家主体ではないにもかかわらず継続的合意形成の場においてリーダーシップをとることも可能なのである。

ところで、先に触れたような規範企業家はヤングが論じている企業家的リーダーの一類型である⁷⁰。企業家的リーダーは、i) アジェンダ設定、ii) イシューへの注目度を上げる（イシューの重要性を高く見せる）、iii) 革新的な政策オプションを提出する、iv) ブローカーとして対立する諸利益を調整して重要な政策選択肢への支持を集める、という四つの点で主な貢献をする能力をもっている⁷¹。ドロテア・クブラーが指摘するように、新しい規範を導入するにあたって、バンドワゴンを引き起こすのに必要な臨界量を満たす賛同

者数を獲得するには、当該規範に従うモチベーションと、その規範に従うことによる評判価値（その規範に従えば評判が向上するという意味での価値）を大幅に引き上げる必要がある。例えば政府がエコロジー規範を国民に定着させようとしたら、リサイクルに対価を払うといった、新領域への支出を認めるという点で革新的な政策と、エコロジー活動と社会的評価の向上とを直結させた認識を大々的な啓蒙活動によって国民の間に植えつけるといった、イシューへの注目度をあげる政策をとるのが効果的ということになる²⁰。

カスケード段階ではすでに i)、ii)、iii) は済んでいるので、カスケードにおける企業家的リーダーの主な役割はブローカー（コーディネーター）であり、リーダーは先述の説得とデモンストレーションによって支持を拡大しようとする。バンドワゴンを誘発するという特殊な目的のためには規範不服従者・違反者に社会的制裁を加える技術が重要であるが、これもデモンストレーションの一環として理解することができる。評判政治においては社会的制裁の脅威が規範逸脱行為に対する抑止力となるため、特定の政策オプションへの支持を集めるために積極的に社会的制裁を加える能力が、バンドワゴンを促進するためには重要なのである。この点については項を改めて詳述する。

以上のように、評判政治においては、構造的状況に規定された戦略的立場の非対称性、コミットメントの深さに起因する信頼性に關する評判、斬新なアイデアを打ち出す構想

力、社会的制裁のテクニックといった要因によって大きな交渉力を生み出すことができる。物質的パワーはこれらの要因によって媒介されなければ政治力とはなにくく、逆にいえば物質的パワーが小さくても大きな政治力を行使することが可能なのである。

(5) フォロワー

フォロワーは、真性の支持者と機会主義者とに大きく分けられる。真性の支持者は顕在的支持者と潜在的支持者とに分類でき、顕在的支持者は、最初から支持を表明しているものの政治的資源の制約などからリーダーシップはとらない主体を意味する。これらの支持者は規範の発展のためにリーダーに有形・無形の協力をする。潜在的支持者は、問題に関する無知や国内的・国際的政治状況の制約によって最初は支持を表明しないが、問題についての理解は示し情報に開かれているため、説得に応じる過程で顕在的支持者へと転ずる可能性の高い主体である。真性の支持者は自己利益よりも規範的信念に基づいて行動することで、規範の発展を下支えするといえる。

これに対して機会主義者は規範的信念に基づいて行動するのではなく、有利な政治的立場を獲得するために優位な勢力に付和雷同（バンドワゴン）する主体である。その行動は規範的信念に基づいていないため、言辞のみの賛意表明として現れる場合もあれば、曖昧な態度をとる場合もある。機会主義者は、i) あるイシューについて政策順位が低いなどの理由で特定の方針をもっておらず、単純

に勝ち馬に乗る主体（狭義の機会主義者または日和見主義者）、ii）既存体制に不満をもち新規規範に共感を抱きながらも社会的制裁を恐れて沈黙し、社会的状況が変化すれば態度を変化させる主体（潜在的機会主義者）、iii）無関心もしくは知識のなさから状況を見守っている傍観者または観察者、の三種類に分けることができる。バンドワゴンを促進するためにはこれらの異なる動機をもった主体の各々を効果的に動員できるような戦術をとる必要がある。

ii）については、キャス・サンステインが述べているように、人々は必ずしも規範に同意していなくても社会的制裁を恐れるがゆえに規範への支持を表明するということがあり、その場合、多数者が現行の規範に異を唱えることで既存体制による社会的制裁の恐れが消えたときには、人々が新規規範にバンドワゴンして規範の急激な変化を生じることがある⁷³。例としてサンステインは、近年のフェミニズム運動や政治的^{ポリティカル・コレクティブネス}に妥当な表現の採用についての運動をあげている。

i）とii）の機会主義者の場合、働きかけに大差はなく、大勢が自陣営に有利に展開しており、自陣営の方針にそぐわない言動をとった場合には社会的制裁が課されると信じさせるような演出をすることが要となる。したがってこれらの機会主義者に対してはデモンストレーション行為が彼らを社会化するための重要な行為様式となる。他方でiii）の傍観・観察者の場合は、潜在的支持者と同様に、知識を与えられれば積極的な規範支持者にな

る可能性があるため、むしろ実質的知識を与えて賛同を得るよう導く議論および説得行為が肝要となるのである。

実際には各類型は混交して機会主義的行動パターンをもたらすので、純然たる機会主義者の把握は困難である。真性の支持者であっても、対内的・対外的政治効果を高めるためにタイミングを見計らって支持を表明するので、結果として大勢に追従することになる場合があり、行動における傍観者・観察者との違いはそれほど明白ではない。だからこそ、個別的働きかけとは別に、象徴や見せしめを多用したデモンストレーションによって集団的圧力を演出するのが重要なのである。また、大規模な国際会議は、誰が真性の支持者なのかを見極める場としての意味もあるため、参加者は会議の最初から厳しい精査にさらされることになり、このことがピア・プレッシャーをより機能させやすくするといえよう。

ところで、前項で述べたように、物質的パワーにおける大国であろうとも、それを交渉の場で政治的交渉力に転換できなければ大きな政治的影響力をもつことはできない。このため、評判政治の文脈では企業家的リーダーシップに秀でた中小国への追従に甘んじる場合もあることに注意が必要である。軍事的意味でのバンドワゴン⁷⁴は中小国の行動パターンであるとされるが⁷⁵、評判政治においてはいわゆる大国もバンドワゴン行動をとる可能性は十分にある。とりわけ新規国際規範が国際的に主流になりつつあるような場合に、当初その重要性を見誤っていたがゆえにそれまで

積極的に関与してこず外交的に出遅れた大国は、威信保持のため、当該分野または共同体内で主流勢力に同調する姿勢を装いつつリーダーシップをとろうとするだろう。しかしこのような行為は、それまで実質的リーダーシップをとってこなかった経緯に鑑みれば、時勢や場が政治資源となりにくいことからやむを得ずなされたバンドワゴンの側面が強いと解釈されよう。

(6) 評判政治の戦術

① 個別的または集団的意見の反復的表明

これまで述べてきたように、規範の命令性・拘束性を認めることを公的に繰り返し表明することは、バンドワゴンを推進させる方法として有効性が高い。公式の同意表明や国際機関決議は、慣習法成立の必要条件である一般慣行の証拠とみなされるため、反復して表明されれば規範の正統性を高め、そのことでさらなる賛同者を呼び込み、慣習法としての地位獲得または安定化を促進するのである。

交渉結果の政治的重要性を宣言するだけの共同声明・宣言や、国際会議における政策提案のように、法的効果や拘束性をもたないものであっても、慣習法の結晶化を促すものとして一般慣行の証拠とみなす考えが有力である⁷⁵。また、国連総会決議のように原則として勧告的機能しかもたないものであっても、権威ある法的確信を示すことによって不服従者の評判コストを高め、当該勧告のもとに形成された国際合意の固守を促し、外交上の先

例として後の国家行動および規範形成に影響を及ぼす。合意作成の段階で示された議長声明も、法的拘束力は欠くものの、同様の機能をもつ⁷⁶。

また、他国に対して特定の義務を引き受ける意思を一方的に表明した宣言であろうとも、その意図が宣言の時点で真正であったと認められる場合には、受け手がその宣言を信頼していたといった事情があれば、宣言を行った国は信義誠実または禁反言^{エストノベル}の原則に基づいて当該宣言の拘束を受け、一方的撤回によって相手国の信頼を裏切ることとは認められないとされている⁷⁷。さらに、国連総会以外のフォーラムで採択された「非法的」で形式的には拘束性を持たない決議・宣言であっても、それが当該分野で権威あるものと重視され、フォローアップされるようであれば、規範形成上重要な意義をもつと考えられている⁷⁸。

以上のように個別的と集団的とを問わず公的な意思表示は形式的な法的拘束力を持たない場合であっても、既存規範の強化または新規範の定立に影響をもつため、決議、宣言、意見などが多数の主体から繰り返し表明されることが、規範の確立と安定化を促進する王道ということになる。

以上の議論を踏まえると、国際会議での発言の規範形成における重要性も明らかになる。特定の規範への支持表明が多ければ多いほどその規範の正統性が高まるが、会議においては未だ法として確立されているわけではないので、支持表明の多さは、法的確信に基

づいた発言を促すというよりは、バンドワゴン行為を促進する重要な機能をもつ。とりわけコンセンサス方式を採用する会議や原則に同意している参加者のみで構成された会議など、十分な調整を前提として広範な合意を形成することを目的とする会議においては、禁反言の原則が適用されるために発言の将来的政治効果が高まる。このため、これまで述べてきたように、規範設定的条約の採択を目指す継続的国際会合の場においては、意見表明と示威という両面でのデモンストレーション行為が重要な政治的意味をもつのであり、この点を利用して社会的制裁も行われるのである。以下でこの点についてあらためて議論してみよう。

② 社会的制裁：恥じかかせ（シェーミング）

評判に脆弱であるかどうかは主体の認識（主観）に依存するため、評判を落としていると相手に思い込ませたり、ある行為を行わなければ評判を落とす可能性があるとし唆的に脅したり、規範に従わなければ社会的制裁が課されると脅したりして相手の自己認識に影響を与えることによって、相手を脆弱な立場に追い込むことができる。

ここで社会的制裁とは、外交的評判を傷つけ国際的に孤立させることで対象国の国益を損なう行為であり、共同体への新規加入もしくは継続的帰属を認めないという過酷なかたちで表れる場合もある⁷⁹。評判を積極的に傷つける社会的制裁の方法は、「恥じかかせ（shaming）」として知られている。恥じか

せとは、ある主体の行為や目的が、共同体の正統的規範に照らして正統でないということを経営者の面前にさらすことをいう⁸⁰。恥じかかせはもともと国内地域共同体において、犯罪防止・再犯防止を目的として個人を対象になされるものとして概念化されたが、恥じをかかされる対象が社会的評判を重視することを根拠として行われるという点では、対象が国家であっても個人に対してと同様の効果を望むことができる。

レズリー・ウェクスラーは、国際舞台において恥じかかせが効果的に機能するための条件として、①ある事例において国際共同体が足並みを揃え一体として行動していること、②逸脱行為を行った国家の国際的地位が変化する可能性があること、③当該逸脱行為は承認されえないという国際共同体の意思が当該逸脱国に適切に伝わること、④逸脱国が国際共同体の評価を重んじていること、⑤逸脱国は、正統的規範への服従または次善の策を講じることによって、国際的評判を回復することができること、と整理している⁸¹。このうち①は評判政治の前提条件①の内包であり、②は社会的制裁が国際的地位に実効的な影響を及ぼすことを意味している。③は、社会的制裁は制裁を受ける本人がメッセージを明確に受け止めなければ発効しないことから当然に要求される条件である。⑤は、恥じかかせ戦術が逸脱者を社会から放逐することを目的としているのではなく、逸脱者を再教育し、同時に他のメンバーをも教育することで、全ての社会構成員の行動を規範順応的なものに

整えるという目的をもっていることを意味している。

また、恥じかかせがレトリックによる攻撃であることから、恥じかかせる際の批判の言説が、恥じかかせ戦術の有効性を左右する。ターゲットが別の正統化原理を持ち出して反論できるようでは、恥じかかせは有効性を著しく損なってしまうのである。ヒューマン・ライツ・ウォッチの常務取締役であるケネス・ロスが述べているように、恥じかかせは人権団体の基本的かつ有効な戦術であるが、恥じかかせが効果を発揮するためには、違反行為、違反者、解決策の三点について明瞭でなければならない。違反とみられる現象を引き起こしている行動が特定できなかったり、責任が分散しているために被疑者同士での責任のなすりつけあい容易であったり、妥当な解決策がいくつか並存するような状態では、恥じかかせテクニックは効果をあげにくい⁸²。このことは、上記の恥じかかせを効果的に機能させる条件の③からも理解できる。恥じかかせは共同体メンバーによる理解と社会的制裁への参加により初めて制裁としての効果をもつ。したがって、事実関係をよく知らないメンバーたちに迅速に事情を理解させるためには、まずは論点の錯綜を避けねばならない。共同体メンバーが恥じかかせ戦術を妥当であると迅速に理解し、恥じをかかされた者を疎外する可能性が高くなることで、恥じかかせ戦術が効果的に機能するのである。

さらに、恥じかかせが有効であるためには、恥じをかかされる対象が、あらかじめ正統的

規範・基準を支持する態度を明示的に宣言している必要がある。恥じかかせは、意思表明宣言と実際の行動との不一致、および、前言と比較した場合の議論の不整合性に対してなされるのである⁸³。このことは、慣習国際法の効果についての議論にも通じるものがある。慣習法が成立した後は、条約加盟国でなくとも慣習法の拘束をうけるとの一般原則があるものの、規範の発生過程において明示的にその規範への反対を宣言していた国家が、その規範への反対を一貫して表明しつづけたならば、その国家は当該慣習法に拘束されないのである⁸⁴。逆にいえば、規範の発生過程において支持を表明した国家は、その言葉によって自らを拘束することになる。ここに、機会主義的に規範へのコミットを表明した国家であっても、恥じかかせによる制裁が効果を生む理由がある。言動の不一致や議論の不整合を非難する中で、本来は規範を便宜的にしか捉えていなかった国家の言動を、より規範整合的に変容させることも可能なのである。

ところで、フランク・シメルフェニヒが指摘するように、言説によって相手の逸脱行動をやめさせる行為という点では同じであっても、恥じかかせは「説得」とは異なる。説得は、議論を通じて相手の利益観やアイデンティティを変化させてしまうが、恥じかかせはかならずしもそうではない。先にも触れたが、異なる正統化原理がある場合には、恥じかかせ戦術をとっても逆に反論され、互いに自己の正統性を主張して議論になるが、自己利益

追求のために規範的議論を戦術的に利用する相手に恥じかかせを行う場合は、相手の利益観を変化させることは少なく（一時的な社会的圧力では利益観やアイデンティティは変わりにくい）、単に相手を黙らせて逸脱行為を控えさせるにすぎない。

しかし、恥じかかせの効果が、そのターゲットの逸脱行為をやめさせることに留まらず、他のメンバーへのデモンストレーション効果にもあることに鑑みれば⁸⁵、表面的な態度変化を起こさせるに過ぎないとしても恥じかかせの重要性に変わりはない。恥じかかせの他のメンバーに対する効果とは、単純に制裁の不面目な効果を知らしめることで逸脱行為を抑止するだけでなく、恥じをかかされた対象が沈黙することによって機会主義者の言動を変化させようという点もある。機会主義者は社会の見かけ上の勢力分布に従うので、反対派がだまることで自陣営がより優勢に見えれば、自陣営に有利なように機会主義者のバンドワゴンを引き起こしやすくなるのである。

先にも触れたように、規範に必ずしも深くコミットしていなかったとしても、機会主義的な国家は社会的制裁を恐れて表面的な同調行動をとることが少なくないため、旧規範をもとにした社会的制裁の可能性が低くなれば、新規範に対するバンドワゴンが起こる可能性が高くなる⁸⁶。このため、新規範の受け入れを促進したい規範企業家としては、旧規範を実質的かつ／または象徴的に体现していると思われる国家を槍玉に上げ、目立つ形で

集中攻撃する戦略が有効になるだろう。というのも、リーダーが劣勢になればリーダーを支持していたメンバーの足並みが乱れることで、当該社会内での恥じかかせは効果を失うと予想されるからである。相手陣営による社会的制裁がないとなれば、それまで制裁を恐れて沈黙していた潜在的機会主義者たちが自陣営にバンドワゴンする可能性が高まるのである。このような象徴の有効性を利用した象徴的示威行為（デモンストレーション）は、単なる恥じかかせというよりも、バンドワゴン誘発バッシングと呼ぶのが適切だろう。

注

- 1 Finnemore, Martha and Kathryn Sikkink, "International Norm Dynamics and Political Change," *International Organization* 52,4, Autumn 1998, pp.887-917, esp., p.898.
- 2 Huntington, Samuel P., *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman: University of Oklahoma Press, 1991, p.31; Kirschke, Linda, "Informal Repression, Zero-Sum Politics and Late Third Wave Transitions," *The Journal of Modern African Studies* 38,3, 2000, pp.383-405.
- 3 Finnemore and Sikkink, *op.cit.*, p.902.
- 4 *Ibid.*, pp.901-04.
- 5 Granovetter, Mark, "Threshold Models of Collective Behavior," *American Journal of Sociology* 83,6, 1978, pp.1420-43.
- 6 McAdam, Doug, Sidney Tarrow and Charles Tilly, *Dynamics of Contention*, Cambridge: Cambridge University Press, 2001, p.335.
リチャード・プライスは、規範がある程度の数の国家に受け入れられると「模倣」という新たなメカニズムによって規範の採用が促進されるようになり、この段階では意思決定者は国内的要請よりも国際的評判を重視するようになると述べているが、彼の語法によればこの「模倣」というメカニズムは規範カスケードと同義である。Price, Richard, "Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines," *International Organization* 52, 3, Summer 1998, p.635.
- 7 Schmitz, Hans Peter and Kathryn Sikkink, "International Human Rights," in Walter Carlsnaes, Thomas Risse and Beth A. Simmons

- eds., *Handbook of International Relations*, London: Sage Publications, 2002, p.533.
- 8 Finnemore and Sikkink, *op.cit.*, p.901.
 - 9 Benesch, Susan, Glenn McGrory, Cristina Rodriguez, Robert Sloane, Allard K. Lowenstein, "International Customary Law and Antipersonnel Landmines: Emergence of a New Customary Norm," in International Campaign to Ban Landmine, *Landmine Monitor Report 1999*, New York, NY: Human Rights Watch, pp.1020-49, esp., p.1031-32.
 - 10 大沼保昭編著『資料で読み解く国際法』東信堂、1999年、80-83頁。
 - 11 大沼前掲書、42-43頁。
 - 12 山本章二『国際法（新版）』有斐閣、2000年、55頁。
 - 13 藤田久一『新版国際人道法増補』、有信堂、2000年、246-54頁。
 - 14 大沼前掲書88-93頁。
 - 15 大沼前掲書、81頁。
 - 16 山本前掲書、54頁；藤田前掲書、247頁。
 - 17 Finnemore and Sikkink, *op.cit.*, p.901.
 - 18 Lutz, Ellen and Kathryn Sikkink, "The Justice Cascade: The Evolution and Impact of Foreign Human Rights Trials in Latin America," *Chicago Journal of International Law* 2.1, Spring 2001, pp.1-33; Sunstein, Cass R., "Social Norms and Social Roles," *Columbia Law Review* 96, 1996, pp.903-69; Lutz, Ellen L. and Kathryn Sikkink, "International Human Rights Law and Practice in Latin America," *International Organization* 54.3, Summer 2000, pp.633-59.
 - もつとも、トマス・リセらの見解では、規範カスケードが本格的に生じ始めたのは1985年からのことである。Risse, Thomas, Stephen C. Ropp, and Kathryn Sikkink, *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, p.21.
 - 19 Lutz and Sikkink, "The Justice Cascade," p.29.
 - 20 山本前掲書、77-80頁。
 - 21 Legro, Jeffrey, "Which Norms Matter? Revisiting the "Failure" of Internationalism," *International Organization* 51, 1, Winter 1997, pp.34-35.
 - 22 評判コストの観点からの規範バンドワゴンの定義について、Kühler, Dorothea, "On the Regulation of Social Norms," *Journal of Law, Economics, & Organization* 17, 2, 2001, p.469.
 - 23 国際政治においてバンドワゴンといった場合、通常は力の均衡政策（バランス・オブ・パワー）をとっている状況下で、パワーのバランスが傾いた場合に、バランスを保つために弱いほうにつく（力の均衡戦略）のではなく、パワーの大きいほうの国家（群）すなわち勝ち馬と同盟を組んで自国を有利な陣営におくことを指す。このような政策は中小国がとりやすい。ステイーヴン・ウォルトは、力の均衡を脅威の均衡と再定式化したうえで、脅威に直面した場合に同盟を組んで脅威国に対抗する戦略をバランシング、脅威国の側に与して対立をやりすごす戦略をバンドワゴンと明確に位置づけている。Walt, Stephen M., *The Origins of Alliances*, Ithaca: Cornell University Press, 1987, pp.17-49.
 - 24 抑止論における評判概念について詳述したものとしてジョナサン・マーサーの著作があげられるが、彼はその中で、抑止論における「評判」概念が自己イメージ・自己認識とは区別される独立の概念であると述べている。Mercer, Jonathan, *Reputation and International Politics*, Ithaca: Cornell University Press, 1996, pp.26-27.
 - 25 威信（prestige）と呼ばれる評判が権力政治において重要な役割を果たすことについては周知のとおりであり、古典的リアリストのモーゲンソーもこの点について詳述しているが、リアリストの概念における威信とは権力に必然的に付随するものであり、いわば権力の付属物でしかなく、独立概念ではない。また、権力が所与として固定的であるのに伴い、威信もまた固定的である。
 - 26 「適正さ」に基づいた社会的承認の論理については、March, James G. and Johan P. Olsen, "The Institutional Dynamics of International Orders," *International Organization* 52, 4, Autumn 1998, pp.951-52.
 - 27 本稿で用いた敏感性、脆弱性の概念は、経済的相互依存論におけるそれからヒントをえたものである。敏感性とは、経済的相互依存関係にある相手の経済状態から直接的に蒙る影響（コスト）を指し、脆弱性とは被害を蒙った場合に代替手段を利用できるかといった政策変更にかかわるコストを意味する。経済的相互依存論における敏感性、脆弱性概念については例えば、鴨武彦、山本吉宣編『相互依存の理論と現実』有信堂、1988年；山本吉宣『国際的相互依存』東京大学出版会、1989年；Keohane, Robert O. and Nye, Joseph S., *Power and Interdependence*, second edition, London: HarperCollins Publishers, 1989.
 - 28 Zartman, William, "Prenegotiation: Phases and Functions," in Janice Gross Stein ed., *Getting to the Table: The Process of International Prenegotiation*, 1989, Baltimore: The Johns Hopkins University Press, p.15.
 - 29 現状維持派とは正統性による内的拘束を受けている勢力、修正主義者（革新勢力）とは正統性を受け入れていないがために、それに拘束されることなく、自己利益に基づき功利的に行動する勢力と位置付けることができる。Hurd, Ian, "Legitimacy and Authority in International Politics," *International Organization* 53, 2, Spring 1999, p.398.

- 30 ここで、「利益」という用語は、単純に、目的を達するための方法をどのように選ぶかという文脈で定義されるのに対し、「自己利益」を追求するといった場合には、他のアクターやルールに対する道具主義的な態度を含意する。すなわち、アクターが「自己利益」を追求するばあいには、ルールや社会関係を当然従うべきものとして尊重することはなく、社会を自分の利益追求のための道具として位置づけ、あらゆる社会関係をその時々の利益計算に基づいて判断する。「自己利益」とは社会が自己の道具でしかないという立場を反映する言葉なのである。Hurd, *op.cit.*, p.386-87.
- 31 Risse, Thomas, "Transnational Actors and World Politics," in Carsnaes, Risse and Simmons eds., *op.cit.*, p.268.
- 32 立法条約については、山本草二掲掲書、36頁。
- 33 Lipson, Charles, "Why Are Some International Agreements Informal?," *International Organization* 45, 4, Autumn1991, p.509.
- 34 *Ibid.*, p.511.
- 35 システム移行期における覇権国の評判メンテナンスについて論じたものとして、たとえば、石黒馨『国際政治経済の理論——覇権協調論の構想』勁草書房、1998年。
- 36 このようなことは、外交関係が複合的相互依存（すなわちイシュー間の固定した序列構造がない関係）の様相を呈している場合に、交渉における信頼性に特化した評判について必然的に生じる問題である。これに対し、共同体の正統性を受け入れているという「よき市民」の評判についてならば、論理的にはすべてのイシューに適用されるために評判への投資を見合わせるということとは起こらないように見える。しかし実際には、外交的孤立のコストが政策的利益を損なわない程度の最低限の評判維持投資は続けられるというのが精確なところで、「よき市民」たることも絶対的規範ではない。たとえば人権尊重規範も人権というひとつのイシューに属するものでしかないと考えるならば、その重みは他のイシューとの比較において相対的なものでしかなく、安全保障などの他のイシューに比して軽視された結果として、評判維持への投資が著しく削減されることも大いにありうる。
- イシュー間に固定的序列構造が存在する場合にはこの問題は生じない。複合的相互依存が論じられるようになるまでは、国際政治は安全保障をつねにトップアジェンダとして行われるというのが「現実主義」的な見方であったが、その世界観にたてば、安全保障における評判への投資は他のイシューとの比較考量において左右されるものではなく、常に重視されることになるのである（もっとも、安全保障において重視される評判は、抑止論における評判について触れた際にも述べたように、国際協力関係を促進する評判とは性格を異にするため、ここでは立ち入らない）。
- 37 非公式合意のベネフィットとしてリプソンがあげているのは、迅速性、手続きの簡便性（批准を必要としないなど）、柔軟性（先例となりにくいので、将来変更する際のコストが少なくてすむ）、秘密性、である。Lipson, *op. cit.*, p.501. ところで、リプソンは公式性と公開性とをほぼ同等の意味で用いている。彼がここでいう「公開性 (public)」とは「秘密性 (hidden)」の反対語であり、当該国際合意が国連に登録されるという意味をもつため、定義上「公式 (formal)」と同義となるのである。すべての条約は国連に登録されるシステムをとる、国連創設以降の現代国際法体系においては、秘密協定は非公式ということになる。*Ibid.*, p.523.
- 38 二層ゲームについては近年さまざまな文献が出されているが、国内政治と国際交渉の連携形態を明快に分類したものととして、Knopf, Jeffrey W., "Beyond Two-Level Games: Domestic-International Interaction in the Intermediate-Range Nuclear Forces Negotiations," in *International Organization* 47, 4, Autumn 1993, pp.599-628.
- 39 マイルズ・カーラーが「新多国間主義」と呼ぶこのような交渉方式は、1950年代半ばからの地域主義と二国間交渉をベースとした少数国間主義 (minilateralism) への反省と60年代からの発展途上国の積極的な国際政治への関与を背景として、大国と発展途上国の両者から望まれるようになった。国際システム維持コストの大きさに悩むようになった大国にとっては、発展途上国のただ乗りを防止しバードン・シェアリングを促すために参加国の拡大が必要であるし、発展途上国にとっては大国の一方的なルール形成と身勝手な違反行為および機能不全を防止し、自分たちの立場を反映させるために必要である。また、アメリカとは独自の政策をとる中堅国や大国が増えてきたこともまた途上国の積極姿勢に大きく影響している。アメリカと対抗する先進諸国と連合を組むことで途上国の政治力が飛躍的に高まったのである。Kahler, Miles, "Multilateralism with Small and Large Numbers," *International Organization* 46, 3, Summer 1992, pp.681-708.
- 40 山本草二『国際法（新版）』有斐閣、2000年、594頁。
- 41 Steinberg, Richard H., "In the Shadow of Law or Power? Consensus-Based Bargaining and Outcomes in the GATT/WTO," *International Organization* 56, 2, Spring 2002, p.363.
- 42 第三次国連海洋法会議では多数の優位性を利用して途上国が大きな政治力を持ち、とりわけ深海底資源の管理をめぐる紛糾したため、主に少数派の先進国を守るためにコンセンサス方式の導入が提唱されたのである。Kahler, *op.cit.*, p.694.
- 43 *Ibid.*, p.698, p.705.
- 44 世界システム論を参照するまでもなく、国際

システムと国家能力とは連動している。国際システムはパワー分布によって大きく規定されるため、国家の成長または衰退によって国際システムそのものが変化するのである。しかし、覇権国の衰退と挑戦国の台頭という特殊な歴史的文脈を除き、一国の能力変動のみでシステム変動に有意な影響を及ぼすかどうかは一概に言えないし、また、複数の国家において能力変動があったとしても能力の変動とシステム変動との間には常にタイム・ラグがあるため、評判に脆弱になる直接の理由としては双方は区別されねばならない。

- 45 冷戦の終焉に伴うリーダーシップの空白状態において中堅国がいかに隙間外交を發展させてきたかを論じた古典的論文集として、Cooper, Andrew F. ed., *Niche Diplomacy: Middle Powers after the Cold War*, New York: St. Martin's Press, 1997.
- 46 大国としての台頭が「よき市民」となることを要求する一方で、国内制度の準備がととのっていないがために国際的な要請と齟齬をきたすことについて、日本の事例を説得的に検討したものとして、Cowhey, Peter F., "Domestic Institutions and the Credibility of International Commitments: Japan and the United States," *International Organization* 47, 2, Spring 1993, pp.299-326, esp., p.301.
- 47 Finnemore and Sikkink, *op.cit.*, p.906.
- 48 国内世論の外交政策への影響についてサーベイしたものとして、Holsti, Ole R., "Public Opinion and Foreign Policy: Challenges to the Almond-Lippman Consensus," *International Studies Quarterly*, 36, 1992, pp.439-66.
- 49 Risse, Thomas and Kathryn Sikkink, "The Socialization of International Human Rights Norms into Domestic Practice: Introduction," in Risse, Ropp, and Sikkink eds., *op. cit.*, pp.11-17.
- 50 フィンモアとシキンクは規範カスケードのメカニズムとしてdemonstrationを含めているが、それが何を意味するかについての具体的記述はなく、社会への帰属・服従を社会に対して示すという程度の意味しか与えていない。Finnemore and Sikkink, *op. cit.*, p.898, 903.
- 51 Wittkopf, Eugene R. and James M. McCormick, "The Domestic Politics of Contra Aid: Public Opinion, Congress, and the President," in Richard Sobel ed., *Public Opinion in U.S. Foreign Policy: The Controversy over Contra Aid*, Lanham: Rowman & Littlefield, 1993.
- 52 Kingdon, John W., *Agendas, Alternatives, and Public Policies*, 2nded., New York: Harper Collins College Publishers, 1995, pp.146-49.
- 53 Richard Sobel, *The Impact of Public Opinion on U.S. Foreign Policy Since Vietnam*, New York: Oxford University Press, 2001, p.14; Vincent O. Key, *Public Opinion and American Democracy*, New York: Knopf, 1961.
- 54 Sobel, *op. cit.*, p.25.
- 55 Hurd, *op.cit.*, pp.399-401.
- 56 国際司法裁判所と国連安保理は、明確にこのことを意識しているという。Hurd, *op.cit.*, p.401.
- 57 Meyer, David, "Movements, Counter-movements, and the Structure of Political Opportunity," *American Journal of Sociology* 101, 6, May 1996, p.1649.
- 58 *Ibid.*, pp.1647-48.
- 59 Zartman, *op.cit.*, esp., pp.9-11; Stein, Janice Gross, "Getting to the Table: The Triggers, Stages, Functions, and Consequences of Prenegotiation," in Stein ed., *op.cit.*, p.252-61; Tomlin, Brian W., "The Stages of Prenegotiation: The Decision to Negotiate North American Free Trade," in Stein ed., *op.cit.*, p.18-43.
- 60 Kahler, *op.cit.*, pp.693-94, pp.702-04.
- 61 Drake, William J. and Kalypso Nicolaïdis, "Ideas, Interests, and Institutionalization: 'Trade in Services,' and the Uruguay Round," in Peter M. Haas ed., *Knowledge, Power, and International Policy Coordination*, Columbia, S.C.: University of South Carolina Press, 1997, pp.37-100.
- 62 Steinberg, *op. cit.*, pp.349, 358-59.
- 63 オラン・ヤングはこのような交渉を「制度的取引」と呼び、そこではゼロ・サム的な「分配的取引」よりもポジティブ・サムのな「統合的取引」が中心になると論じている。Young, Oran R., "Political Leadership and Regime Formation: On the Development of Institutions in International Society," *International Organization* 45, 3, Summer 91, pp.281-308. リーダーシップの定義については *ibid.*, p.285.
- 64 *Ibid.*, pp.303-08.
- 65 Keohane and Nye, *op.cit.*, chapter 6.
- 66 Young, Oran R., *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society*, Ithaca: Cornell University Press, 1994, pp.134-39.
- 67 *Ibid.*, p.128.
- 68 勝利集合や各種戦術の基本概念については、Moravcsik, Andrew, "Introduction: Integrating International and Domestic Theories of International Bargaining," in Peter Evans, Harold K. Jacobson, and Robert D. Putnam, eds., *Double-Edged Diplomacy: International Bargaining and Domestic Politics*, Berkley: University of California Press, 1993, pp.3-42.
- 69 Young, "Political Leadership," p.289.
- 70 規範企業家は、企業家的リーダーのなかでも規範的意識を前面に押し出している点が特徴である。
- 71 Young, "Political Leadership" p.294.
- 72 Kübler, *op.cit.*, pp.469-70.

- 73 Sunstein, *op.cit.*, p.930.
- 74 Walt, *op. cit.*, pp.28-33, pp.172-78.
- 75 山本草二前掲書、54頁、591頁。
- 76 Lipson, *op.cit.*, p.526.
- 77 山本草二前掲書、61-64頁。禁反言の原則を援用するにあたっては、諸事情の勘案が要となり、例えば相手国が宣言を信頼していなかった場合には禁反言を援用できないとか、宣言の内容が普遍的義務に類する場合には他国はその宣言の実効性に信頼を置くため信義誠実の原則が適用されるといったように、個別事情に鑑みて法的解釈が施される。
また、フランスによる大気圏核実験停止宣言のように、特定対象国というよりは国際社会全体に向けて公然となされたものの場合、その公然性に鑑みて宣言の拘束性を推定するという議論もあるが、山本教授は、特別の立証なく公然性のみをもって拘束性があると解釈するのは法的均衡を失すると論じている。
- 78 大沼前掲書、45頁、93頁。
- 79 ジェフリー・チェックルが論じているように、武力を用いて軍事的制裁を加えることと、社会規範を道具として社会的制裁を行うこととは、道具とメカニズムの点で相違があるものの、行動論理と選択メカニズムに関しては似通っている。というのも、規範遵守の理由が制裁への恐怖であるとするならば、制裁が汚名を被せる行為であっても経済的締め付けであっても軍事的攻撃であっても、遵守の動機は個人の利益から捉えた合理的利益計算の結果だからである。評判の維持・向上に関心があるためには、共同体への帰属に利益を見出していなくてはならないし、評判は社会的に構成されるものであるという意味では一見コンストラクティヴィストの議論の構造にはまっているようだが、実際には、主体のアイデンティティが社会との相互構成性によって作り出されるという、コンストラクティヴィズムのもっとも根底的でユニークな議論とは一線を画しているといえる。Checkel, Jeffrey T., "Why Comply? Social Learning and European Identity Change," *International Organization* 55,3, Summer 2001, pp.553-588, esp., pp.558-60.
- 80 Schimmelfennig, Frank, "The Community Trap: Liberal Norms, Rhetorical Action, and the Eastern Enlargement of the European Union," *International Organization* 55,1, Winter 2001, p.64.
- 81 Wexler, Lesley, "The International Development of Shame, Second-Best Responses, Norm Entrepreneurship: The Campaign to Ban Landmines and the Landmine Ban Treaty," *Arizona Journal of International and Comparative Law*, 20, 3, pp.561-606, esp., pp.564-67.
- 82 Roth, Kenneth, "Defending Economic, Social and Cultural Rights: Practical Issues Faced by an International Human Rights Organization," *Human Rights Quarterly* 26, 2004, pp.63-73.
- 83 Schimmelfennig, *op.cit.*, p.64-65.
- 84 Benesch, McGrory, Rodriguez, Sloane, Lowenstein, *op.cit.*, p.1020.
- 85 Wexler, *op.cit.*, p.564.
- 86 Sunstein, *op.cit.*, p.930

The Reputation Politics of the Norm Cascade (I)

NISHITANI Makiko *

Abstract

The primary purpose of this article is to develop the model of the political process of the norm cascade. The concept of norm cascade indicates the social phenomenon where many countries rush for the bandwagon of the norm followers, after sufficient number of countries agreed to comply with the certain international norm. The lower cascades of each issue are embedded in the larger norm cascade, and treaty cascades are nested in each issue cascade.

The main mechanism of the social interaction in the cascade is the reputation politics, in which followers' bandwagon action plays an essential role. The norm promoters or leaders perform reputation politics in order to get the other members of the society on the bandwagon by repeatedly declaring for the norm, using social sanctions, taking advantage of the international momentum, and of the organizational and political characteristics of the venue or political arena. The repeated declarations both by leaders and followers, and the shaming of the reluctant members strengthen the momentum, which will increase the political clout of the leaders.

The reputation politics work in a dense community whose members know what the legitimate norm of the community is, only when they are interested in maintaining their good reputation. In order to effectively pressure the opponents in reputation politics, the actors should be vulnerable to their reputation as a "good citizen". A state's vulnerability to its international reputation depends on its potential gain from the future, the stability of its international status, and the recalcitrance of the domestic opposition.

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.